会報

彩の国

平成29年1月 No.166

ひと・とち・みらい・はーもにー
土地家屋調査士

埼玉土地家屋調査士会

土地家屋調査士倫理綱領

1. 使　命

不動産に係る権利の明確化を期し、
国民の信頼に応える。

2. 公　正

品位を保持し、公正な立場で
誠実に業務を行う。

3. 研　鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

表 紙 写 真・・・『碧（あお）』（川口支部　樋口　健 会員）

小６の娘が夏休みの自由課題で、湖の写真を撮りたいと言うので、夏休み旅行は山中湖・河口湖へ行くことに。

出発の前日から台風が上陸し最悪の天候。

暴風雨の中なんとかたどりついた午後、雨が止み雲が開けました。

娘と何枚も何枚も写真を撮りました。

コンクールの金賞を頂き、また会報の表紙を飾れるとは、大変光栄です。

写真を撮りたいと言った娘に感謝！

166
2017 JAN

埼玉土地家屋調査士会

contents

年頭の挨拶	埼玉土地家屋調査士会 会長　佐藤　忠治	2
	さいたま地方法務局 局長　竹中　章	4
	埼玉土地家屋調査士政治連盟 会長 森田　重之	6
	公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会 代表理事 加藤　実	7
誌上研修	副会長　中原　照泰	8
新入会員紹介		12
広報事業部から	ホームページリニューアルについて	15
支部だより		17
コラム	旅の楽しみ	24
会務報告	四県連絡協議会	26
	未来につなぐ相続登記	32
	女性調査士の生の声	33
トピックス	スリーデーマーチ参加報告	35
	28秋 ソフトボール大会 in 三芳	36
	ゴルフ愛好会平成28年度中央大会	37
	公開講座の開催	38
	第9回写真コンクール	42
	出前授業報告	44
会員の動静		48
編集後記		52

年頭に当たって

埼玉土地家屋調査士会
会長　佐藤忠治

皆様　あけましておめでとうございます。

昨年は、アメリカに異色といわれる大統領が選挙で選任され、今後の日本の経済にどのような影響が出るのか大変不安な幕開けとなっております。選挙での差別的発言を容認するような訴え方は、アーリア人種で、中でも雑種化していない純粋民族であるゲルマン民族が最も上等であるとし、ユダヤ人を迫害したヒトラーに似ているところもあると感じたのは私だけであろうか。このような大統領が出てくる背景には貧富二極化があるように思われます。現在、世界は62人の大富豪の資産が36億人の資産と同等だといわれており、また、アメリカでは上位1%の人の所得が全アメリカの所得の2割を占めているといわれています。富の寡占化です。自助努力の国、低福祉国家と思われがちなアメリカであるが、食料や住宅、医療等支援制度は少なくないといわれています。そのうち食糧支援は、低所得者向けの食料品購入補助制度「フードスタンプ」と呼ばれているものがあります。正式名称は「補助的栄養支援プログラム」と呼ばれています。州によって支給基準は異なるが、目安は4人家族で月収2500ドル以下が支給対象とされ、一人月100ドルが支給されるという。米政府の最新データによると、2014年9月の受給登録者数は4650万人。総人口3億1400万人のアメリカで、約15%が受給者になる計算です。2009年の受給者は3300万人といわれていますから、約5年で1300万人も増えていることになる。世界最大の消費国家であるアメリカ経済は立ち直っておらず、むしろ悪化しているように見える。格差社会の拡大です。格差は第2次大戦前夜の水準まで逆戻りしたといわれています。日本経済に大きな影響を及ぼすことは容易に想像できます。

さて、我々の業務に大きな影響を及ぼしているのが隣接者の探索であります。これに関しまして、昨年10月22日に「未来へつなぐ相続登記」と題してパネルディスカッションが行われました。これは東日本大震災の復興に当たって円滑な復興を妨げる要因となったことで大きく取り上げられた。登記簿名義人が文久生まれの人。表題部所有者が何某他16名（16名が誰であるか不明）。法定相続人が数十人、数百人に上る権利者等。そのほかにも安中市の道路拡幅計画中、市が用地取得を進める中で、共同墓地が二か所ありそれぞれの登記簿名義人が13人・8人であり、いずれも明治時代の登記名義人のままであったということで、現在の相続人全員を探し出して土地の購入・名義変更をするのは非常に困難なため、安中市では道路計画を変更するなどして対応したことなど大きく社会問題化しています。

これらの事柄を前提として、金融財政事情研究会、埼玉司法書士会、埼玉土地家屋調査士会の三者共催、さいたま地方法務局の後援により行われました。パネラーとして小善真司氏（元復興庁統括官付参事官、現国土交通省住宅局住宅企画官）、深山卓也氏（元法務省民事局長、現さいたま地方裁判所長）、山野目章夫氏（早稲田大学大学院法務研究科教授）、知久公子氏（元埼玉司法書士会会長）そして私の5人で、司会進行を土手敏行氏（さいたま地方法務局総務課長）で行われました。相続登記の促進のために司法書士、土地家屋調査士、法務局職員が相続登記未了問題にどのように取り組んでいくべきかを議論する場としておこな

われました。このパネルディカッションが行われる前に、7月から埼玉会の各支部の皆さんにお願いして各支部所在の市町村に出向いていただき、市町村担当者に死亡届に来られた方々に相続登記をしていただくように啓発してほしい旨のお願いに行き、また駒場サッカースタジアムにおいて相続登記の促進のキャンペーンを行っております。

このパネルディカッションの中で、会場参加者（司法書士、土地家屋調査士、法務局職員各20名、混合で6グループに分組）からいろいろな感想、質問がありました。除票、附票の延長をお願いしたい。隣地所有者の立会いに不在者財産管理人制度を使えないか。相続登記に何かのインセンティブを付与すべきである。国土として管理すべき土地について国家的関与すべき。固定資産税情報の活用等。そしてほとんどのグループから出されたのが相続登記の義務化でした。私も以前は義務化すべきと考えましたが、今ではそれは無理と感じています。この義務化の問題はかなり難しい問題です。民法は登記を対抗要件として位置づけていて、効力要件ではないので、相続していないために物権変動がないとは言えない。義務といった場合にどのような罰則で臨むのか。罰金あるいは懲役、禁固とした場合どのようにして相続人を探し出すのか、現在相続人を確定するのに相当の時間と費用を必要としているのに、だれがそれをするのか。相続登記をするメリットがないと感じる土地、建物が相続登記未了問題につながっているのではないか。また、相続人が多数に上るために利害関係の調整に困難を伴っているので相続登記未了になっている場合もある。このパネルディカッションは相続登記未了が引き起こす多くの問題点を掘り起こした。このパネルディカションの後昨年11月下旬に北海道根室市を訪れたが、北方4島の相続登記はどうなっているかが気にかかった。（注1）

不動産登記法の目的は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記制度を維持し、もって国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することであり、この目的を受けて、土地家屋調査士法は不動産に係る国民の権利の明確化に寄与することを土地家屋調査士に求めている。取引の安全と円滑の為には登記記録、現地、地図等の三位一体が必要であるが、その現地の調査には隣接者の立会い、確認がどうしても必要となる。

我々土地家屋調査士は今後とも不動産に係る国民の権利の明確化のために邁進しなければならない立場におかれているが、隣地所有者が相続登記をしていないという状態は、日常的でさえある。所有者不明土地、相続放棄地等の問題は土地の利用ニーズが顕在化しなければ問題化しない。それは、我々にとっては、土地測量のために隣地者の立会いを必要とするとき等である。民法、土地等に関する法規制等を見直さないと、この問題には出口が見えない。今後、不動産登記制度を維持し、発展させようとするとき相続登記未了の不動産の扱いが大きな障害となることは間違いと思われる。我々はことあるごとに、相続の重要性を国民に呼びかけていかなければならない。そして現在の不動産所有者が被相続人となった時のために、今相続財産があったら早急に相続登記をしておくことを勧め、また数次相続発生を考えて公証人による遺言証書の作成を立会い関係者に勧めていくことも責務であろうと思われる。皆さんにはこのことを心して今後の業務を進めていただきたいと思います。

（注1）

北方領土の登記簿について検索してみました。ソ連に進駐される中、登記簿は持ち出されていたということです。そうです。よく終戦の混乱期に持ち出せたと感激します。

当時、択捉島、国後島、色丹島、歯舞群島の登記所の管轄は国後出張所において行われ、当然に登記簿も備えられていました。当時の国後出張所登記官浜清はソ連軍のすきを見てリュックサックに詰め込み、土地182冊、建物59冊のバインダーを命からがら船積みし持ち出し根室に移送しました。ところがその後、その登記官は無断持ち出しで叱責を受けたということです。無断で持ち出したということでの処分です。緊急時だというのに。

現在は、釧路地方法務局根室支局に保存されているそうです。現在は日本国の主権は及びませんが、将来の復帰に備えて相続登記は受け付けられているそうです。

年頭の御挨拶

さいたま地方法務局
局長　竹中　章

新年明けまして、おめでとうございます

埼玉土地家屋調査士会会員の皆様には、お健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、平素から不動産の表示に関する登記を始めとする法務行政の適正かつ円滑な運営につき御協力を賜り改めて厚く御礼申し上げます。

昨年は新年早々、週刊誌のスクープによる人気アイドルグループ「ＳＭＡＰ」の解散話が浮上し、結局、８月には2016年末をもって解散という、ＮＨＫの報道番組で報道されるほど世の中を驚かせるニュースとなりました。また、毎年のように見舞われる台風、豪雨、さらには熊本、鳥取、福島県沖での地震や桜島、阿蘇山の噴火などの自然災害も多く発生しました。一方、リオデジャネイロオリンピック、パラリンピックでの日本人選手の活躍、日本人の３年連続ノーベル賞受賞など、良いこと悪いことが次々と思い浮かぶ一年であったように思います。経済の面では、2013年の「異次元緩和」から始まった前例を見ない日本銀行の金融政策にもかかわらず、経済が好転する気配は見えず、いまだに先行きが不透明であることは否めません。政治の面では、７月に参議院通常選挙が行われ与党がアベノミクスと消費税増税延期への理解を訴えて過半数を確保したことは御承知のとおりですが、ＴＰＰの先行きにも不透明さが増し今後の政策にも大きな影響を与えそうな状況の中、本年こそ経済の好ましい循環を実現してほしいものです。

しかし、なんと言っても最も驚いたのは、アメリカ大統領選挙で当初は泡沫候補のごとく言われていたトランプ候補が勝利したことではないでしょうか。

さて、法務省においては従来の登記所備付地図作成作業のほか大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画として大都市の枢要部及び地方の拠点都市等において10年間で30平方キロメートルの登記所備付地図を作成するという事業を開始しています。当局においては、西武所沢駅西地区の地図整備を貴会会員の皆様の御協力により実施しているところです。地図作成作業は法務局の重点施策として地域住民の期待に応えられるよう引き続き積極的に推進して行かなければなりません。

筆界特定制度につきましては、昨年１月に制度発足10年目を迎え大いに利用されており利用実績も安定して推移している状況にあり、筆界調査委員の皆様の御尽力に感謝を申し上げますとともに引き続き協力のほどよろしくお願い申し上げます。しかし、筆界特定制度の存在を知らず筆界確定訴訟が提起されている事案もあるとの指摘もあり、なお一層制度の周知にも努めなければならないと考えています。

ところで、最近、大きな問題として存在するのが相続登記の問題であります。相続登記が未了で所有者不明の不動産が生じることは、土地家屋調査士の皆様が日々業務を行う上で大きな支障が生じることのみならず、登記制度そのものの信頼性にも関わってくる大きな問題であると考えられます。また、その中の一つとして空き家となっている建物が多数存在することが社会問題となっています。空き家対策については、「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本指針」で土地家屋調査士の皆様が市町村の設置する協議会に構成員として参画し、その専門的な知見を活用し空き家対策の推進に

協力することが求められています。法務局職員も協議会の構成員として挙げられています。このような相続登記未了の問題に関しては法務局としても積極的な取組を行っていきたいと考えているところであります。

表示登記分野に関する施策を円滑に進めていくことは貴会会員の皆様と法務局との緊密な連携、協力関係がなくしてはあり得ません。貴会会員の皆様には引き続き各種業務への御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、埼玉土地家屋調査士会のますますの御発展と貴会会員の皆様の御活躍、御健勝、ご多幸を祈念いたしまして新年の御挨拶とさせていただきます。

新年の挨拶

埼玉土地家屋調査士政治連盟
会長　森田重之

時の過ぎるのも、現在は一瞬という言葉を使うほど早く進んでいます。埼玉土地家屋調査士政治連盟も埼玉土地家屋調査士会の会員に支えられ、また、政治連盟会員には、昨年一年間ご協力をお願いし、活動を行ってまいりました。顧みると、昨年4月には参議院選挙がありました。候補者には推薦状をお渡しし、埼玉会のアピールのために積極的に活動をし、協力をしてまいりました。その後東京都知事選にマスコミや市民の関心が移り、選挙があったこと自体薄れてしまいました。又、2016年4月には熊本地震により、144人の方が犠牲となり、住宅被害も約18万棟に及び、大規模災害への備えの重要性が叫ばれていました。いつ何時、埼玉県も地震や豪雨災害に遭遇しないとは限りません。熊本地震に於いても、被災者支援や、罹災証明書の早期発行の為に、地元の熊本県土地家屋調査士会政治連盟も活動をしていたと報告もありました。私たち政治連盟も、埼玉県議との懇談会を昨年9月に、埼玉県庁内の議員会館で開催しました。各党への要望の中で、災害時に土地家屋調査士が被災者に罹災証明書を発行する各市町村に協力できるように、体制を取れる様お願い致しました。又、空き家問題については、各市町村でも重要な課題として取り組んでおります。土地家屋調査士が業務を進めるうえで最大の問題です。最近は土地の測量業務の際も、隣接地が空き家になっているケースが増えて、所有者を探し充てるのも困難になっております。土地家屋調査士も市町村の協議会に委員として参加していけるよう要望しております。すでに、その協議会に委員として参加している市もあります。私たち政治連盟もまだまだ解決しようとする議題が多くあります。各地域においては、支部長と副幹事長と連携して頂き、各地域の議員との交流もお願い致したいと思います。その為には、埼玉会会員の皆様が、政治連盟の会員として、土地家屋調査士制度の重要性を議員に訴えて行き、調査士制度を守ってもらう活動もお願い致します。まだ、政治連盟会員も、埼玉会会員数の40パーセントです。是非、多くの会員に加入していただき、多くの意見を取り入れ今年一年も活動してまいりたいと思います。埼玉土地家屋調査士会会員皆様のご多幸と、ご健康をお祈り申し上げ、挨拶とさせて戴きます。

新年のごあいさつ

公益社団法人埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会
代表理事　加藤　実

新年明けましておめでとうございます。
皆様におかれましては穏やかな新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

大晦日には年越しそばを召し上がられた方も多いと思います。蕎麦が日本へ入ってきた歴史は縄文時代といわれ、脱穀した実は雑炊等で食べられており、江戸時代初期まで蕎麦掻（そばがき）として食べられていました。江戸時代中期にうどんの技術に基づき長野県で考案され江戸へ伝わり、現在のスタイルである長細くカットされた麺「蕎麦切」になったようです。当時の江戸ではそれまでは玄米などの雑穀を食べていましたが庶民の暮らしが豊かになり精製された白米が流通し栄養が偏り、脚気（かっけ）「江戸わずらい」が大流行してしまいました。脚気とはビタミンB1の欠乏によって起こる栄養失調で最初は身体が怠く食欲不振になり、やがて神経障害を引き起こし、ついには呼吸不全、心不全によって死に至る病です。蕎麦には多くのタンパク質とビタミンB群を含む食材とは当時知るすべはないものの、実体験において蕎麦を食べている人は脚気にならないと言われ、蕎麦は町民達の人気を集めるようになり、またたく間に江戸中へ広がり、当時の名残で今でも関東ではうどん屋よりも蕎麦屋の方が多く存在している理由のひとつとされております。

さて、私たち埼玉公嘱協会は、昭和61年の設立から、官公署等が行う公共事業に係る用地取得等に当たり、所有権を始めとする国民の皆様の財産権の安定に欠かすことが出来ない不動産の嘱託登記のお手伝いをしてまいりました。これからは高齢化社会の到来が確実であり高福祉社会の構築に向けた社会基盤整備充実が叫ばれる中で、環境問題と調和し新しい科学技術を取り入れた強靱な国土を実現する施策が求められる中で、公共事業の推進に伴い派生する嘱託登記は、将来にわたり国民に不動産取引の安心と安全を提供することであり「こなすのではなく、取り組む」ことであり品質の向上が要請されます。

もう一つの私たちの使命であります登記所備え付けの「地図作成」についても、事業を尚一層促進するため、各方面より強力なご助力をいただき感謝申し上げます。地殻変動が起きても役立つ高精度でかつ現地復元性がある地図を、早期に日本全国に対し完備することを目指してまいりたいと思います。公共嘱託登記に係る受託事業はもとより、『筆界と地図の専門家集団』として総力をあげての不動産登記法第14条第1項地図等の地図整備促進事業・登記事務に関する情報提供事業・登記基準点設置事業・嘱託登記に関する知識普及啓発事業等の『国民の権利の明確化に寄与する事業』に積極的に取り組み推進していく所存であります。明るい未来を築くため、持続可能で活力ある国土・地域づくりに少しでもお役に立ち続ける公益法人を目指します。国民から愛され、信頼される公益法人となれるよう鋭意努力をし続けますので当協会所属の社員の皆様はもとより、埼玉土地家屋調査士会員の皆様及び関係機関のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今年の干支「丁酉」（ひのと・とり）果実が極限まで熟した状態・酒熟して気の漏れる状態です。当協会にとって将来を見据えた対策を待つのではなく自ら考え、思案し積極的に実行し、新たな活動を行う事となるでしょう。

結びとなりますが、皆様におかれましては国家の重要な経済基盤制度である不動産登記制度へ一翼を担う私たち埼玉公嘱協会への更なるお力添えをお願いすると共に、今年一年ご健康でご活躍されますことをお祈り申し上げ新年の挨拶とさせていただきます。

平成 28 年を振り返る

副会長　中原照泰

新年明けましておめでとうございます。会員の皆様におかれましてはお健やかに初春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

さて、昨年に引続き、この会誌をお借りして一年を振り返り、次の一年を乗り越えるための縁としたいと思います。

以下、先輩調査士「埼玉太郎」と新人調査士「甲野花子」の会話として記述しました。どうぞしばらくお付き合い下さい。

なお、文中、新制度案は執筆時点のもので、今後変更されることがあります。また、意見にわたる部分は筆者の個人的見解ですので予めお断りいたします。

１．空き家問題

甲野：先輩、こんにちは。先日も市役所のロビーでお見受けしましたがお忙しい御様子ですね。

埼玉：やあ、元気かい。貧乏暇なしだよ。先日は法務局の所長さんと一緒に市長へ「相続登記促進について」お願いに行ったところだ。水くさいな。近くにいたのなら声をかけてくれれば良かったものを。

甲野：お偉い方々に囲まれていらっしゃられたものですから遠慮しました。ご苦労さまです。
それにしても「相続登記促進」とは、土地家屋調査士にとってはあまりピンときませんね。

埼玉：根っこのところは空き家問題と同じだね。少子高齢化が社会問題となっているのは知っているだろう。日本の人口の内、四人に一人が六十五歳以上となった時代だ。これが所有者不明土地問題や空き家問題を生む背景となっている。

甲野：確かに境界立会いを要する場合、隣地所有者が不明だと困りますね。相続登記をする義務はないし、登記せずに放置されている例は多いと思います。いっそうの事、相続登記の登録免許税を免除すれば良いのに。究極の相続登記促進策ですよ。

埼玉：登録免許税は古くは日露戦争の戦費調達が目的であったとも聞いている。国は一旦掴んだ金づるをそう簡単に離しはしないだろう。
ところで、昨年度末に東松山支部が、ときがわ町から空き家の実態調査の業務委託を受けたのを知っているかい。空き家問題が具体的な報酬につながった例として、日調連も興味を持ち、支部長や担当された会員を呼んで事情を聞いている。

甲野：空き家問題が実際に私たちの仕事にどのようにつながるのか、これまでよくわかっていませんでした。そのような例があったのですね。
これまでの土地家屋調査士は、表示登記の代理人が収入の道として大きなものでした。これからはもう少し視野を広げなくては、時代に置いて行かれますね。

２．法定相続情報証明制度

埼玉：相続登記促進と共に、法定相続情報証明制度（仮称）が平成29年度早期を実施目標に考えられていることを知っているかな。

甲野：随分と長ったらしい名称ですね。

埼玉：これまで相続登記を申請する場合は、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本などを添付する必要があった。しかも申請のたびに、そして申請登記所が変わっても、すべてをそろえる必要があった。これを省力化して一度だけですむようになる。申出に基づいて交付された「法定相続情

報証明」を使い回すことによって、相続登記のみならず、金融機関などでも利用できるようになれば社会的コストの削減にもつながる。

甲野：それは便利ですね。実際はどのようなものなのですか。

埼玉：現時点（たたき台Ver2）では次のような様式が考えられている。（図1、2）

（様式案）

法定相続情報証明申出書

申出年月日	平成○○年　○月　○日	申出番号	※登記所記載欄です
被相続人の表示	氏　　名　法務太郎 住　　所　○市○町○番地 死亡年月日　平成２８年４月１日		
申出人の表示（□欄には，該当する□にチェックをしてください。）	住所　○市○町○番地 土地家屋調査士 氏名　　○○　○○　印 連絡先（自宅・携帯・勤務先）（　0000　）00　－　0000 被相続人との関係 □法定相続人　□法定相続人の法定相続人 □法定相続人の法定代理人 ☑法定相続人の委任による代理人 □代位権者　□その他（　　）		
利用目的	☑不動産登記　☑預貯金の払戻し □その他（　　）		
必要な写しの通数・交付方法	○　通　（□窓口で受取　☑郵送　）		
被相続人名義の不動産の所有の有無	☑有　□無		
上記被相続人の法定相続情報を記載した書面を別添のとおり提出し，上記通数の写しの交付を申出します。 なお，交付を受けた写しについては，相続手続においてのみ使用し，その他の用途には使用しません。 また，被相続人名義の不動産がある場合，相続登記の申請を行います。 ○○　法務局　○○出張所　　御中			
提出書類（委任状を除き，写しの交付時に返却します。）	※登記所記載欄です 戸籍（個人）全部事項証明書（　通），除籍事項証明書（　通）戸籍謄本（　通），除籍謄本（　通），改製原戸籍謄本（　通） 戸籍の附票の写し（　通），戸籍の附票の除票の写し（　通） 住民票の除票の写し（　通），委任状（　通）		
交付年月日	※登記所記載欄です		

注）これは現時点で確定したものではありません。

図1

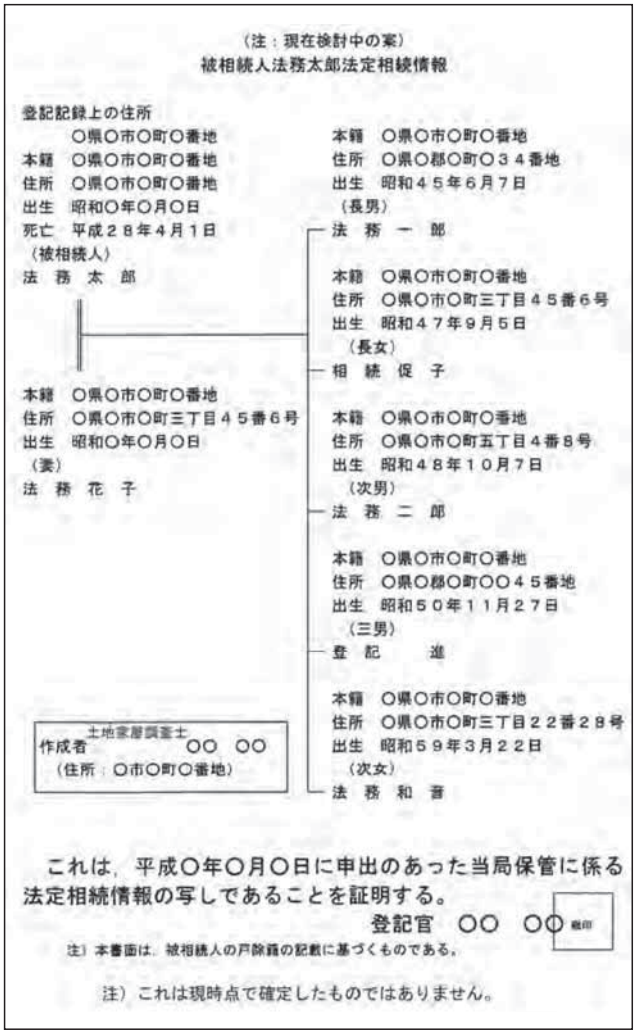

（注：現在検討中の案）

被相続人法務太郎法定相続情報

登記記録上の住所
○県○市○町○番地
本籍　○県○市○町○番地
住所　○県○市○町○番地
出生　昭和○年○月○日
死亡　平成２８年４月１日
（被相続人）
法務太郎

本籍　○県○市○町○番地
住所　○県○市○町三丁目４５番６号
出生　昭和○年○月○日
（妻）
法務花子

本籍　○県○市○町○番地
住所　○県○郡○町○３４番地
出生　昭和４５年６月７日
（長男）
法務一郎

本籍　○県○市○町○番地
住所　○県○市○町三丁目４５番６号
出生　昭和４７年９月５日
（長女）
相続促子

本籍　○県○市○町○番地
住所　○県○市○町五丁目４番８号
出生　昭和４８年１０月７日
（次男）
法務二郎

本籍　○県○市○町○番地
住所　○県○郡○町○○４５番地
出生　昭和５０年１１月２７日
（三男）
登記道

本籍　○県○市○町○番地
住所　○県○市○町三丁目２２番２９号
出生　昭和５９年３月２２日
（次女）
法務和音

作成者　土地家屋調査士　○○　○○
（住所：○市○町○番地）

これは，平成○年○月○日に申出のあった当局保管に係る法定相続情報の写しであることを証明する。

登記官　○○　○○　職印

注）本書面は，被相続人の戸除籍の記載に基づくものである。

注）これは現時点で確定したものではありません。

図2

法定相続情報証明制度の概要

誰が	法定相続人が申出
何を	①法定相続情報（被相続人、相続人に関する事項） ②被相続人の出生から死亡までの戸籍等関係書類 ③被相続人の住民票除票等 ④法定相続人全員の戸籍謄本等 ⑤法定相続人の住所証明情報 ⑥滅失等により除籍等の謄本を提供できない場合は、その旨の市町村長証明書 ⑦代理人が申出する場合は委任状
手数料	無料
取扱登記所	①被相続人が所有権の登記名義人となっている不動産の所在地 ②被相続人の本籍地 ③相続人の住所地

甲野：この申出は土地家屋調査士や司法書士だけではなく、誰でも代理人になれるのでしょうか。便利なことはわかるのですが、少し心配なところがあります。法務局へ他士業が更に進出してくる可能性があるのではありませんか。

埼玉：国民目線で考えれば、土地家屋調査士や司法書士に業務独占をさせる意味はないね。他士業はもちろん代理人になるだろう。

守勢に立つのではなく、むしろこれを、私たちが成長するチャンスと考えてはどうだろうか。相続という顧客の一大事に、そのハブを握ると言うことだよ。

甲野：土地家屋調査士が法定相続情報証明申出を代理することにより、他士業とのネットワークの中心となるわけですね。これは思ったより大切な業務となりそうです。

3．所有者不明土地を隣接地とする土地について分筆の登記等を可能とするための筆界特定手続

甲野：ところで、ひとつ相談に乗ってもらえますか。先ほども少しお話しした、境界立会いで隣地所有者の行方がわからない事件です。筆界特定を使えば良いのでしょうが、特定されるまでに一年以上はかかりますよね。それほど筆界を探し出すことが難しい事案ではないのですが、何か他に良い方法はありませんでしょうか。

埼玉：これからはそのような事件は確実に多くなるね。

「筆特活用スキーム」を知っているかい。今年度に一部の地域で試行し、来年度から本格的に運用する方針だ。たとえて言えば「筆界特定のバイパス」のようなものだね。

具体的には分筆や地積更正登記申請のために、その委任を受けた土地家屋調査士が行った測量成果等を有効活用して、申出から筆界特定までの期間を通常より短くする。概ね三ヶ月以内の処理を努力目標としているそうだ。

甲野：それは良いお話をお聞きしました。もう少し詳しく教えて下さい。

埼玉：筆特活用スキームの要件は次のようなものだ。

筆特活用スキームの要件とは

1．対象土地について、分筆登記等を予定していること。
2．対象土地の隣接地の所有者の所在が不明であること。
3．所有者不明土地以外の隣接地との筆界については、確認済であること。
4．所有者不明土地との筆界を除く部分の測量を完了していること。
5．土地家屋調査士又は土地家屋調査士法人が申請人代理人であること。
6．申請人代理人は事前に筆界特定登記官と事前準備相談を行うこと。
7．申請時に、申請人代理人による意見書を添付すること。

もちろん、通常の筆界特定同様、十分に隣地所有者を探索して調査を尽くしていなければならない。安易にこのスキームを利用することは、慎まねばならないね。

甲野：そのスキームの全体的な流れはどのようなものになるのですか。

埼玉：最初に、このスキームを利用する土地家屋調査士が事前準備調査に準ずる調査（資料調査、近隣の調査、現況測量図作成）を行い、意見書（案）の作成をする。その後、法務局との事前打ち合わせ（分筆等、筆界特定委任状の提示、収集資料の提出）を経て筆界特定の申請（関係人への通知、筆界調査委員の指定）にいたる。あとは通常と同じだが、申請人代理人から提出された資料、意見書、及び筆界調査委員の意見書を最大限活用することにより作業の効率化を図るところがポイントだ。

また、このスキームで指定される筆界調査委員は原則として過去に筆界調査委員としての業務

経験があるものとされた。さらに、そのうち土地家屋調査士については、ADR認定調査士であることが考慮されるそうだ。

甲野：ADR認定調査士の資格がようやく役に立つのですね。（笑）
それで、その意見書（案）の作成は難しいのですか。

埼玉：既に様式案が示されている。93条報告情報の延長のような様式だ。決して難しくはないね。

４．オンライン申請について

甲野：それはそれとして、最近はオンライン申請の話題が少なくなりました。残念ですね。結局のところ、申請率は増えているのでしょうか。何か抜本的な促進策はありませんか。

埼玉：なかなか難しい。数値を詳しく知る立場ではないが、申請率は概ね横ばいではないかな。土地家屋調査士の中には法定外添付情報の原本提示省略から一歩進めて、法定添付情報の原本提示省略を願う意見があるようだ。

甲野：法定外添付情報の原本提示省略を獲得したのですから、今度はこちらがオンライン申請率向上という球を打ち返す順番ではないのですか。

埼玉：オンライン申請率の向上には、本会の単なる担当部局だけの努力ではなく、組織をあげての支援が必要な段階となっている。例えば、オンライン申請した事件は比例会費を半額にするとか。

甲野：新たなインセンティブ策ですね。
それと他の人のお話をうかがうと、添付情報の作成が十分に理解されていないのではないかと思っています。申請情報だけオンライン申請している方が意外と多く、オンライン申請の本当の便利さを実感していない。それが大きな申請率アップにつながらないのではないでしょうか。

埼玉：昔から熊谷支部の田嶋先生が推奨していた電子ファイリングソフト「ドキュワークス」は便利だ。添付情報作成はこれを使うことで楽になる。もう一度、研修会で使い方を研修してみたらどうだろうかね。

５．新たな時代の幕開け

甲野：先日、珍しい滅失登記を受託しました。事件は決して難しいものではなかったのですが、いきさつが珍しかったのです。
長年土地を借地していた一人暮らしの親が亡くなったことにより、親の家が空き家となりました。相続人は家を除却し、土地所有者に「長くお世話になりました。」ということで金銭のやりとりなく、借地を返戻するとのことです。首都圏では借地権も一財産ですから、土地の所有者はさすがに驚きました。

埼玉：時代は変わりつつあるね。これまでの価値観では先は見えてこない。数年前には消滅可能都市が話題となったが、消滅可能資格に「土地家屋調査士」が挙げられないように不断の努力をする必要がある。そのためには組織の活性化、若返りが必要だよ。そして、それには社会の半分を支える女性の活躍が鍵となるだろう。

甲野：昨年、境界問題相談センターの研修会でお見えになった大阪会の女性講師お二人が、埼玉会の女性会員の少なさを驚いていらっしゃいました。全会員の1.5%ですから大阪会の半分ですね。
あらあら、ついついおしゃべりしていたらこんな時間になってしまいました。保育園に子供を迎えに行く時間です。先生またお話を聞かせてください。今日はここで失礼します。

埼玉：さようなら。甲野さん、土地家屋調査士業と子育て、両方とも頑張ってね。

おわり

新入会員紹介

（今年度以前入会者）

自己紹介

熊谷支部

荻野　誠

初めまして、平成27年度試験に合格し、平成28年2月に入会しました熊谷支部の荻野誠と申します。

さて、私は大学の建築学科を卒業後、政府系金融機関において融資住宅の工事審査業務等に従事してまいりました。

土地家屋調査士という資格を知ったのは、一級建築士試験合格後に配布された登録案内書に、一級建築士に対する優遇措置として、土地家屋調査士試験の場合「午前の試験が免除される」と書いてあったからです。早速、書店に行って土地家屋調査士に関する本を購入、業務内容を知り、将来やってみたい職業だと思いました。申請される立場の仕事から申請する立場の実務を一度はやってみたかったのです。ただ、合格率の低さも知り、その時は勤めながらの受験勉強は難しいと断念いたしました。

それから約10年、年齢も50才近くになった頃、勤めていた政府系金融機関の業務内容の大幅な見直しがあり、以前から興味を持っていた土地家屋調査士という資格にチャレンジしたいと言う思いが強くなり、一大決心、早期退職しました。

ただ、土地家屋調査士試験は簡単にはいきませんでした。択一問題は得意でしたが、書式問題で何年も失敗し、「もう直ぐ受験回数が2桁になるな〜、諦めて年金生活突入かな？（笑）」と思っていたところ、書式問題がバッチリ出来まして合格しました。今は、諦めなくてよかったと思っております。

気が付けば来年還暦となる年齢です。実務経験もなく無謀とも思える開業でしたが、この新入会員寄稿の依頼があった後、初めてのお仕事を頂きました。親子共有の住宅で添付書類が多くなる申請でしたが、支部の先生、資格の学校で知り合った友人にアドバイスを頂き、何とか登記完了し納品できました。今後も、自分のできる範囲内で無理なく確実に業務をこなしていこうと思っております

今後とも、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

自己紹介

志木支部

吉田有情

平成27年12月10日より志木支部にてお世話になっております吉田有情（うじょう）と申します。申年36歳3人の子持ちで猫派です。

私が初めて土地家屋調査士という言葉を聞いたのは3歳の頃、父が開業した時でした。子供の頃は一体何の仕事をしているのかさっぱりわからず、小学生の時に「お父さんのお仕事は何ですか？」と先生に聞かれ、「とちかおくちょーさし

です」と答えたら先生はきょとんとして、「どんな事をしているの？」と聞いてきたので今度はこちらがきょとんとしてしまい、「穴を掘ったりしてる」と答えたのを鮮明に覚えております。

そんな私が調査士業務に携わるようになり心掛けていることは、「小学生でも分かるように話すこと」です。我々調査士業は非常に専門性の高い業務である為、日々知識や技術を習得し研鑽していかなければなりません。しかしその知識も相手に理解されなければ何の意味もありません。私自身、ややもすれば専門用語を使い小難しい話をし、さも自分が賢くなったような錯覚に陥ってしまう傾向がありますので、お客様一人一人に誠意を持って応対し、理解を深めていって頂きたいと考えております。

また、土地家屋調査士は世間的な知名度が著しく低い資格であることも否めません。誰も知らなくても縁の下の力持ちで構わないと思ってはおりますが、それでも身近な人達にはなんとか知ってもらいたいと思い、自分の息子にTSを使って境界標を設置する作業を見せ、「これがお父さんの仕事だよ」と教えました。後日仕事を終え帰宅すると息子が出迎えてこう言いました。「お父さん、今日はどこをのぞきに行ったの？」

どうすれば小学生でも分かる土地家屋調査士の説明ができるようになるのか、諸先輩方の御知恵を是非とも拝借させていただきたく存じます。どうぞ宜しくお願いいたします。

私が目指す土地家屋調査士像

春日部支部
島田　進

皆さんこんにちは、春日部支部の島田進と申します。私の自己紹介をさせていただきます。

昭和40年春日部生まれ。角刈り、髭のごっつ顔の51歳です。

まずは経歴ですが補助者になる前は幾つかの会社を渡り歩いていました。

情報処理会社で固定資産税システムのＳＥをやったり、市役所の公図類等を加除修正する地図会社にも勤めていました。

平成13年に補助者となり平成22年に合格、平成27年11月に登録しました。

趣味というか好きなものは77年～81年にEUを中心に活動していたBaccaraというデュオ(中学生のときからのファンです)、スペイン(17州50県の地理)、フラメンコ音楽、軍事史、湧水くみ、空手(道場では寸止め・防具・キック・フルコン等なんでもあり)をやっています。

そんな私が目指す人間(調査士)は、人との交流、人との和。多くに人に好かれる人間です。

「何か奴は好いんだよな」的な好感の持てる人間になりたいですね。

人に好かれたいと言うのは、人との交流を求めることだと思います。人との交流があると言うことは、情報が行き交うはずです。情報が行き交えば、友達の友達は皆友達ではないですが、人から人への口コミが起きることもあります。

「島田と言う奴がいるんだけど今度紹介するよ」「面白い奴がいるから今度呼ぶよ」と言う具合に人の会話で私のことが話題になれば占めたものです。

仕事だけではなく、趣味のことや普段生活しているあらゆることで、情報を共有する人がいるという事は、自分の財産になるのではないでしょうか。

９月の連休中に関ブロの新人研修があり、多くの同期生と知り合うことができました。

これから先、同期だけではなく、諸先輩や他業種の方達と交流をもち、仲間を増やし、人間性を高め、よりよい人間として、調査士として成長したいです。

自己紹介

坂戸支部
關根則雄

昨年より坂戸支部にてお世話になっております關根則雄と申します。

今回「私が目指す土地家屋調査士像」等のテーマで原稿を、というお話を頂戴しさて困った、何を書けば良いだろうと思わず固まってしまったのですが、ここは素直に感じたこと、思ったことを書かせて頂こうと思います。

先ず実務経験を積みながら気付いた事は、隣地との境界・または測量、登記などの言葉は知っていても、土地所有者様それぞれの大切な財産であるはずの不動産、その不動産の境界確定に対する意識の低さには驚かされました。「曖昧なままにしておいたほうが摩擦を起こさないはずだ」「下手に境界を決めようとしたらかえって隣地所有者と揉めてしまうのではないか？」そんな思い込みから代々手付かずで来た隣地との境界確定。または「わざわざしなくても必要なとき測量すればいいよ」という軽い気持ち。もちろんその考えは充分に理解できます。けれどそれをそのまま放置してしまったら、後々困る事態になってしまうのではないか？と浅い経験値ながらも考えさせれられたのです。

私はすでに還暦を過ぎておりますので目指す先にも限界はございますが、土地家屋調査士会の会員として、一人でも多くの方に「境界確認の重要性」などをより深く理解して頂けるよう、親切でわかりやすい説明が出来る調査士を目指したいと思っております。

土地家屋調査士としてはまだまだ若輩者でございますが、今後とも諸先輩方のご指導を賜りながら精進して参りたいと思います。

広報事業部から

ホームページリニューアルについて

広報事業部　情報委員長　木村正英

昨年度、埼玉会ホームページリニューアルについて検討することを主目的とする情報委員会が組織されました。広報事業部内に4名の委員と副会長、部長を加えた6名で委員会はスタートしました。

最初に取り組んだことは、現ホームページの改善点の洗い出し、サーバーに蓄積されているデータの把握とデータ量の算出、今後を見据えたホームページに求められる機能、管理システムの在り方等について意見を出し合い、また専門家を招いて検討を行いました。

その中から次のような改善点があがりました。

１外部への情報発信
２会員にとっての利便性の向上
３会員間の意見交換や情報共有
４管理機能

改善策として

Ⅰ情報発信をしやすい構成とする。
Ⅱ大量の資料が有りながら画像（PDF）データで蓄えられているため内容で検索できないことからOCR（文字認識）をかけ、検索可能とする。
ⅢCMS（コンテンツマネージメントシステム）を導入して調査士会自身により管理運営できるようにする。
Ⅳスマートホンやタブレットの普及によりこのような端末機でのウェブサイト閲覧比率がアップしている現状に対応するため、閲覧する端末機のディスプレイサイズによりウェブデザインが可変するレスポンシブウェブデザインの採用。
Ⅴ外部への情報発信の一環として、また会員の意見交換、情報共有の場としてSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を導入する。

具体策として

Ⅰサブサイトとして Facebook（フェースブック）及び Youtube（ユーチューブ）ページの開設。
Ⅱ親しみやすく、多くの人に見ていただけるように画像（イラスト、写真、動画）を多用する。
Ⅲ他会にはないオリジナリティを重視する。
Ⅳポップテイストのイラストを採用する。
Ⅴ配置する写真等の素材を可能な限り自前で用意する。
Ⅵ土地家屋調査士を一般の人に知ってもらうためのコンテンツを充実させる。（例として調査士の日常業務、境界立会について、など）
Ⅶ現行の管理体制は管理委託会社、事務局、ホームページ担当広報事業委員の3者による分業体制であり、これを管理ページ新設によって事務局による単独管理（管轄は広報事業部）とする。事務局の負担増とならないよう CMS を導入し、一つの管理画面で一括管理を可能とする。
Ⅷ蓄積されている大量の資料データは既存サーバーから資料精査して、重要と判断されたものから OCR ソフトにより文字認識をかけ、フリーワードによって検索を可能とする。

平成28年3月19日（土）には,事前に見積等資料選考によって選出されたホームページ制作会社3社を招いて、本会会議室にて埼玉会初となるコンペティションを実施しました。その結果、株式会社 Second Floor（セカンドフロア）に決定しました。

2年間をかけ、委員会では精力的に検討を重ね、多くの意見に耳を傾け、専門家のアドバイスをもらい、今後も埼玉会のホームページとして必要とされると思われる項目を考えてきました。残念ながら制度（規則）上の問題や予算などから、

今回のリニューアルでは実現できなかった点も多くありました。

ただ、今回採用を見送った項目についても、すぐに実装可能となるようなシステム設計を施しました。実現できなかった点を提言書として纏め、提出したいと考えております。

この会報が発行され、読まれている頃にはリニューアル後の新しいホームページが公開されております。パーフェクトなものではないと思いますが、ホームページは出して終わりではありません。アップし、公開された時がスタートです。この埼玉会ホームページが、より良いものとなるかどうかは、我々埼玉会会員にかかっています。

外部メディアとしてホームページのコストパフォーマンスはテレビ、ラジオと比較するまでもなく、非常に優れています。埼玉会が他会を一歩も二歩もリードするような効果的で、利便性の高いホームページに育てていただけますようお願い申し上げます。

最後に、「良いホームページを自分たちの手で作り上げよう」と熱心に取り組んでいただいた委員の方々、それをサポートしていただいた副会長と部長、またご協力いただいた広報事業部、広報事業委員の方々、そしてアドバイスしていただいた制作会社、また事務局の職員の皆さんに、この場をお借りして心より御礼申し上げます。

支部だより

浦和支部だより

浦和支部
道正尚志

埼玉県土地家屋調査士会の皆様、毎日の調査士業務お疲れ様です。私は、平成26年1月に登録しました浦和支部の道正尚志と申します。入会してやっと3年が経とうとしています。浦和支部の範囲は、さいたま市の浦和区、桜区、中央区緑区、南区、蕨市、戸田市で、福島支部長を筆頭にして86名の支部です。

浦和支部では、年2回程度講師を招いて研修会および、他近隣支部との合同の研修会を行っていますが、浦和支部独自として年2～3回の勉強会を行っております。一日の仕事を終えて夕方6:00から始まる勉強会となり、参加する人数は、15～20名程度です。しかし、経験年数が20年以上の調査士の歴史を知る先生から、10年以上の中堅の先生、私みたいな新人と様々な参加者がいます。参加者を4～5名程度のグループに分け、テーマに沿ってディスカッションを行います。全員の前で意見を述べるのは大変ですが、顔見知り同士が集まり、少人数で話すのでいろいろな意見が出てきます。調査士が仕事を行っていくときに遭遇したいろいろな問題が有り、それをどのように解決したかを話します。別の人が同じような状況で、「私の時はこうした」という話が出てきます。今年行ったテーマは、「93条調査報告書への具体的な表記方法について」「各市（蕨市、戸田市、さいたま市）の道路境界査定方法について」「近隣との間でトラブルを起こした場合、どうしてもハンコをもらえない人や場合の体験談・対策」など仕事に直結したテーマでした。夕方6時から始まり1時間程度ディスカッションを行います。その後、各グループの意見の発表が有り、他のグループでどのような意見が出たか聞くことができ有意義な2時間の勉強会となります。

勉強会が終わると、有志が残って懇親会へと移動します。これからさらに2時間ほどグラスを傾けながら勉強会の続きや、情報交換を行っていきます。私自身にとってこれらの知識が、今後の調査士業務に役立っていくことを望んでいます。これからも、本会、支部の研修会、勉強会には出来るだけ参加していきたいと思います。

川口支部だより

川口支部
亀井郁臣

みなさんこんにちは!

私が入会した当時、川口支部の会員は70名を超えておりました。ただ最近は、会員数も減少傾向にあり、現在では55名（10月1日現在）となっております。しかしそれでもなお、優しい先輩の皆様が多く、固い団結力のある川口支部。今日はそんな川口支部の活動を一部ご紹介したいと思います。

まず一つ目は、毎月川口市役所にて市民相談会を開催しており、市民の皆様に大変ご好評をいただいております。土地や建物に関する調査・測量・登記、そして境界問題に関する相談を中心に、支部会員1名が順番に担当する形で行っております。現在の会員数からすると5年に1度担当が回ってくることになります。

二つ目は、毎年10月と1月に支部研修会を開催しております。本年度は93条調査報告書の変更に伴い、少し前倒しの8月10日に第1回支部研修会を開催いたしました。講師には本会の樋口健業務部員をお迎えしました。9月20日からの完全実施に備え会員の皆様の真剣な眼差しの中、内容の濃い研修会を開催することが出来ました。

その後は、恒例となっております暑気払い（懇親会）へ突入。短い時間ではありますが、会員同志が熱く語り合い、親睦を深めたことは言うまでもありません。

三つ目は、川口支部では伝統となっている日帰りバス旅行がございます。このバス旅行、会員は

もちろんのことそのご家族、補助者など、関係者であればどなたでも参加可能となっており、支部の厚生担当役員が、毎年一生懸命練りに練って思い出に残る旅行プランを作成しております。

ちなみに昨年は、益子・真岡方面へ（約20名の参加）

今年は10月1日に江ノ島・横浜中華街方面への旅行となりました。（約30名の参加）

江ノ島では新江ノ島水族館を見学。イルカや沢山の魚たちと対面し、子供達を中心におおいに盛り上がりました。

横浜中華街では、散策そしてお楽しみのお食事です。みんなで円卓を囲み、本場の中華料理を満喫いたしました。

会員の皆様も、この日ばかりは普段の業務を忘れ、参加者の皆様と和気あいあい談笑されたり、家族サービス等に専念できたとの声をいただきました。

このように、川口支部では先輩の皆様が築き上げた伝統を守りつつ、新しい試みにも積極的にチャレンジしております。

今後とも、支部長を中心に一致団結し、活発な支部活動を継続していくことを願い、結びといたします。

上尾支部の研修旅行

上尾支部会員

平成28年10月23・24日の二日間上尾支部研修旅行が行なわれました。

今回の研修は初日ニッカウヰスキー仙台工場と日本の三大滝にも選ばれている秋保大滝の見学、二日目「石巻・大震災まなびの案内」と題して、震災から5年経った現地の見学を行いました。

まず初日、ニッカウヰスキーはNHKの朝の連続ドラマ「マッサン」で紹介された主人公竹鶴政孝がその創業者で、近くを流れる新川のやわらかな水が工場建設の決め手に成ったようです。又、一年を通して湿潤な気候もウヰスキーに取って理想的な環境でもあったようです。

私はお酒のことは詳しくないので、製造過程を説明されても頭に残らないのですが、案内人から立ち並ぶ工場の外から最期に言われた言葉が印象に残りました。竹鶴政孝は、この豊かな自然を守るよう樹木の伐採を最低限に留め、電線は地下に埋設、レンガ造りの美観も整った建物にしました。自然を大切にした工場の設計が、気に入りました。

二日目は、復興に向けた姿を、石巻観光協会より紹介された案内人、南舘勇喜夫様が同乗して、バスの中から当時の様子を聞きながら、石巻駅より被災地を回って見学しました。

序々に、高い防波堤等の施設が出来上がって行く姿を見ながら、途中「がんばろう石巻」と書いてある看板のある所でバスを降りました。津波が押し寄せた高さ6mを示した柱と、献花台のあるその場所で、海の方向に向い支部長を囲んで合掌を行ないました。かつては住宅地として賑やかだったその場所、今は寂しい土地に成っていたのが印象的でした。

つい先日、同市の大川小学校の裁判の中で、地震が発生して50分後に津波が襲って来た、と新聞に書かれていました。私がバスの中からこの場所を見渡した限り、広い海岸線では無いので地震後すぐに徒歩で近くの日和山や牧山に向かえば、何処に居ても津波が来る前に辿り着けると思いました。

津波の恐れを身近に感じる人達でも、一瞬の判断を間違うと大変な事態に成るのだと思いました。

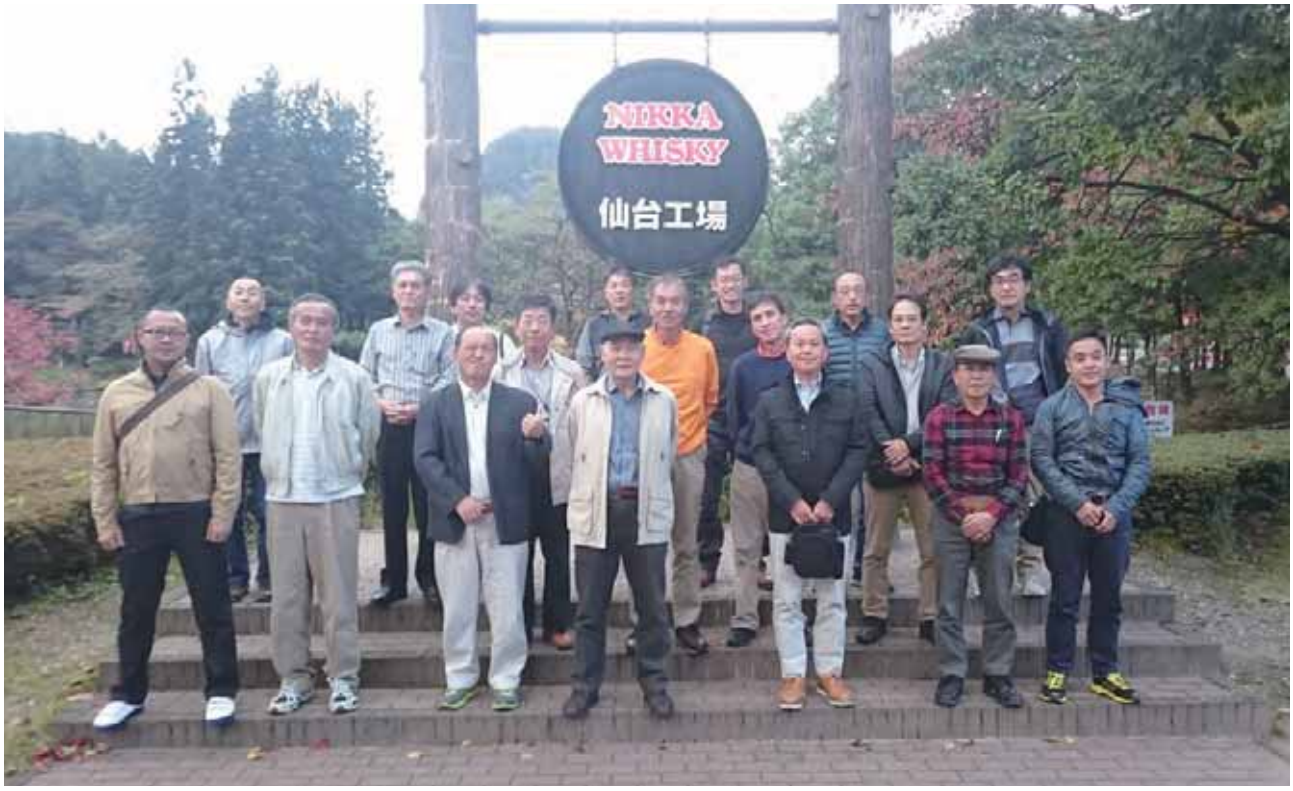

越谷支部だより

越谷支部
総務部長　蓮見雄一

越谷支部は会員数64名と埼玉会の上位5位の在籍数です。会員の中には多才な趣味、特技を持っている人もおり、今回は、尺八の魅力に取りつかれ、本業がどちらか分からないと自負している松伏町の木村雅雄先生を紹介します。

木村先生は、昭和53年に調査士試験に合格したものの登録せず、30数年建設会社に身を置いていましたが、建設不況のおりに、退職を余儀なくされました。その間、調査士とも尺八とも縁が無かったそうです。

始まりは、求職活動中に尺八を趣味とする人に出会ったことでした。“吹いてみて”の一言にやってみるも、全く音が出ない。悔しい思いが募り、これを機に尺八に挑戦しようと心に火が付き、稽古所の門をたたき、調査士事務所の開業準備そっちのけで練習していたそうです。

そのうち、吹くことのみに飽き足らず、尺八の自作にも挑戦し、尺八製作コンテストで二年連続金賞を受賞。相当の実力者です。現在は、尺八の製作注文を受けており、納期は半年待ちだそうです。

もちろん、尺八の演奏も続けており、1月の越谷市立病院でのボランティア演奏（琴、尺八、篠笛等ともに）を皮切りに、地元の松伏町を始め県内の小学校への出前講座の和楽器体験（琴、尺八）や、介護施設での琴、尺八による演奏ボランティア、幼稚園、保育園などの雛祭り、クリスマスのイベントや、琴の社中のおさらい会、発表会、文化祭など、年間20数回に及び、その打ち合わせや準備などに多くの時間を割き、多忙な日々を過ごしておられるそうです。越谷支部でも数年前、尺八の講習会を開き、会員は音も出せず四苦八苦した記憶があります。そんな尺八についての雑学を、木村先生より教えていただきました。

尺八の名前の由来

長さが1尺8寸（約54㎝）だったことからつけられたが、実際には、1尺4寸～2尺4寸（長尺もあり）である。

尺八の譜面

ロツレチリなどのカタカナ表記

尺八の歴史

今から約1300年前に中国から伝わったといわれ、正倉院に原型が保管されている。（六孔尺八）江戸時代では虚無僧が吹いていた法具であり、一般人は使用できなかった。江戸時代後半から明治時代に、一般人に普及し現在に至る（五孔尺八）。

ろれつが廻らない

（呂律）尺八の運指のロツレチの音階が明確に出せないと不明瞭になることから出た格言と言われている。

メリハリをつける

メル（滅入る。尺八を吹く際あごを引き、本来の音より低い音を出す）、ハリ（カリ。メルと反対に、あごを出し高い音を出す所作）この動作で、半音の上げ下げを行う。曖昧だと、音曲にならないことから出たと言われる。尺八での首振り3年とは、このメリハリを習得するために要する時間のことを言う。

尺八動向

文部科学省は、平成10年学習指導要領を改訂し、小中学校の音楽の授業に和楽器を取り入れるよう、指導目標に掲げた。音楽教師になる為には、日本の伝統的歌唱と和楽器を、大学の必修科目として履修を求められる時代となった。そのせいか、学校訪問、出前授業の機会が増えている。最近は、外国人や若手の奏者、女性も活躍するようになったが、日本の伝統音楽の浸透、とりわけ尺八の普及を期待するものです。

支部研修旅行報告

狭山支部
支部長　雙木行雄

狭山支部は会員の顔が見える総勢28名の小さな支部です。かつて狭山出張所が所沢支局に統合された際、所沢支部との合併協議もされたようですがその選択はせず、古くからの狭山出張所管内（狭山市、入間市）に所在する会員で構成されたいわば仲良し支部です。

その最たるものが隔年行われる一泊支部旅行で、毎回3分の2以上の参加があります。また近年は日帰りでの出張研修会にも出かけるようになりました。

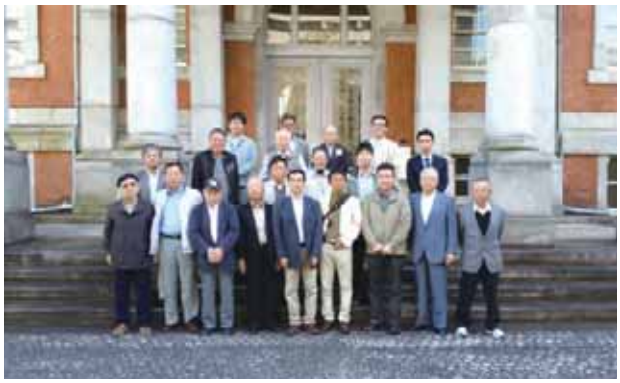

昨年の日帰り研修　法務省赤れんが棟前で

昨年は大人の社会科見学として法務省（赤れんが棟、法務史料展示室）や日本水準原点標庫の見学に行きました。法務省監督下におかれた立場の土地家屋調査士を生業としている我々にとって一回は訪れる意義のある場所だと思いました。

そして今年は11月11日～12日に福島県まで研修旅行に出かけました。会員間の親睦が主な目的ですが、震災復興の様子を視察する研修も目的としました。当日は福島県いわき合同庁舎にて福島県いわき地方振興局、福島県いわき建設事務所の職員の方から震災当時の様子や現在の復興状況や課題等の説明を受け、その後、活発な質疑応答があり、予定していた1時間が短く感じる程でした。今ある土地家屋調査士制度が安泰であってこその我々です。土地家屋調査士ができる社会貢献を考える機会となったと思います。

福島県いわき合同庁舎　会議室で県職員の方々と集合写真

追伸

福島からの帰りに笠間稲荷神社に立ち寄り、埼玉土地家屋調査士会の発展を祈願いたしました。

研修状況

境界標と歴史

坂戸支部
中澤正幸

市役所にも法務局にも図面のない境界がある。

いつ、どこで、誰が入れたかわからないが、確かに存在する。

資料の少ない測量現場は苦労する。物理的現況もない場合は途方にくれる。

地元の古老に意見を聞く。

「昔はあの木の横に鳥居があって、そこに向かって馬入れがあった」

馬入れがあったであろうスタート地点は道路拡幅によりもう原型も境界もない。

道路対岸の所有者に聞いてみる。

「母屋の植栽に沿って水路があった。生前おじいちゃんが塩ビ管をいれたはず。」

公図に水路の記載はないが、了解を取って堀にスコップを当ててみる。

以外に浅い位置に塩ビ管出る。今は下水整備されていて使用していないみたいだ。

堀は９尺だったと言う。根拠はないが塩ビ管が真ん中に入っていると仮定してみる。

スコップの先に固い感じの感触あり、「穴掘り３年」なんて言葉が今なら分かる。スコップが触れただけで境界石かどうかわかってくるものだ。

頭こそ風化して十字など無かったが、確信できる。周りのものとは相容れない、極めて調和できない人工物がそれを境界石と断定できる。

坂戸市内に現存する最古の「道しるべ」
右よしミみち、左日光道、松山道と刻まれている。

この先辺りから坂戸宿上宿となり、坂戸小学校前の追分まで約１kmに渡って宿場街であった。

土地家屋調査士の業務は、歴史を紐解く作業に通ずるときがある。

特に赤道・古道などの境界を復元するときなど、旧公図、字限図、地押図はもとより、その郷土の歴史、風習、言い伝えなど参考になるときがある。

坂戸支部管轄内には、高萩並木という杉並木がある。

江戸時代（1600年代初め）に八王子千人同心が日光東照宮のために整備した八王子から日光へ至る、40里の脇往還（わきおうかん）に属する街道（別名　千人同心街道）の杉並木で、現在の日高市高萩から鶴ヶ島市脚折にかけての国道407号のところに位置している。

毎年交代で日光東照宮に務めに出かけるので、八王子から日光に行く街道に並木を作ったものといわれている。このころは旅をするには歩くか馬かごだったため、夏の日は日陰になり、冬は北風をしのいでくれた。

高萩並木から才道木に入って、下浅羽で森戸の方から来た道と合流し、坂戸の宿に到着、
2間半（4.5m）の道に当時は約180軒が並んでいたそうです。

不景気のあおり、単価が下がって土地家屋調査士業務も、効率、能率を追求する中、一度立ち止まり、深呼吸して、郷土の歴史や風習を学び、生き字引のような調査士先生を目指してみるのはどうでしょうか？

支部だより

熊谷支部
神山忠之

埼玉県に唯一の国宝建造物をご存知ですか？

妻沼字錦森1511番1に在り、東の字烏森へ続き県道太田・熊谷に入り口があります。

JR熊谷駅から、朝日バスで太田駅行、西小泉駅行、聖天前行きに乗り聖天前で下車、しばらく戻っていただきますと、右側にその入り口が現われます。

以前は聖天宮であり、仏様と神様が同居していましたが、明治維新復古精神の指導的役割を演じる国学者が神仏習合の状態を改める為、仏教から神道を国家宗教として独立させようと排仏毀釈が行われたのにより、ここの大鳥居も取毀されてしまいましたが、昭和5（1930）年4月17日聖天山春季大祭に石門2柱が完成、現在の入り口を現わしています。

その先には国指定有形文化財、歓喜院貴惣門があります。

少し歩き、参道右側に治承3（1179）年に「守り本尊」の大聖歓喜天を祀った斎藤別当実盛公の銅像があります。尋常小学校唱歌「斎藤実盛」のメロディーを聞くことが出来ます。

少し進むと市指定有形文化財四脚門の中門です。

次の仁王門をくぐると国宝歓喜院聖天堂です。享保20（1735）年に地元の棟梁、林正清により再建され、宝暦10（1760）年に近郷近在の有力者から庶民まで大勢の人達の力の結集により完成しました。

「この本殿まるで霊獣博物館です。当時の人々の知的好奇心を満足させる一種の娯楽でもあったのでは」と、この平成大修理を設計監理した内海所長の言葉を思い出します。

又、彫刻の中には布袋様と恵比寿様の囲碁の場面もあります。この棋譜は元禄10（1697）年6月26日熊谷出身の熊谷本碩が、師の本因坊道策名人との一目勝の対局を再現しております。弟子の成長を喜ぶ本因坊布袋様のほのぼのとした表情です。

まだまだ、書き尽せません、どうぞ本殿彫刻参観をして下さい。

コラム

旅の楽しみ

佐藤忠治

旅の楽しみのひとつは食べ物である。もちろんその土地の景色の美しさ、過去の歴史に触れるのも楽しみのひとつである。どれを楽しむかはその時の旅行の目的による。もっとも私の場合は、常に妻任せである。私自身そのようなことに横着である部分もあるが、妻任せの方が万事円満に行くからである。また旅行の費用はどうするかというと、妻がすべての年金を管理しているのでそれを使っていくことになる。だから年金の残高次第の旅行となる。

はじめに、旅の楽しみは食べ物と書きましたが、昨年11月23日から25日にかけて、釧路、根室、厚岸、摩周湖をめぐる「絶景も名湯も絶品グルメの競演」と題するツアーを探した妻は、これに行こうと言い出した。「旅行代金はどうするのか」という私の問いに、「2泊3日39,900円で飛行機中以外は3食付いている」とのこと。なるほど安い。航空運賃は通常片道だけで根室までは43,000円はかかる。会務の日程が混んでいるから無理だというと私の会務スケジュールを覗き、「この日は空いてるよ」と言ってくる。なるほど21日に「常任理事会」があり、22日に「筆界特定対策委員会」があり、26日に「地積問題研究会」が明大駿河台校舎であり、28日に「地域慣習委員会」、30日に「関ブロ中間監査」があるがその日だけは空白だ。仕方なく同意した。

夕食はバイキング方式。阿寒湖畔に佇むリゾートホテルでズワイガニの食べ放題、ライブコーナーで出来立てのステーキやてんぷら、ジビエの鹿肉、牛肉のジンギスカン等で注文していた白ワインを飲むことさえ忘れて食べてしまった。夕食後露天風呂に行ったが外気温はマイナス5～10度で浴槽までの10mをはだしで歩くと両脇には雪が積もっており、足が地面にくっつく。この日の阿寒湖畔は日中でもマイナス温度で、前日には北海道の日本海側は大雪となり、関東地方でさえも11月としては珍しく数センチの積雪があった。浴槽に入るために手すりにつかまったら手がくっついてなかなか離れない。それでも露天風呂も素晴らしい。満天の空に輝く星空。（私は星座の位置ではオリオン座くらいしか知らない）誰かが宝石をちりばめた

ようだといったが、私は宝石に縁がないし、ましてこんなに多くの宝石を見たことがない。

朝食は再びバイキング。真っ先に目に飛び込んできたのが「イクラ」。少しだけご飯を盛り、その上に「イクラ」をかけ、ご飯が見えないくらいにした。さもしい根性と思いながら、次の海鮮、たらこ、タコの刺身、鮪の刺身、鮭の刺身と渡り歩く。旅の恥はかき捨てなのか。

昼食は再び海鮮どんぶり。ウニ、イクラ、ホタテに毛蟹の半身。ここの食事はまた別格。馬糞ウニは素晴らしい。イクラは朝食と違い格別。ホタテは言うに及ばず、毛蟹も面倒くささも忘れ、これから北方領土の視察に向かうというのになんと不謹慎と思いながらも、いやこれが旅の楽しみなのだと自分に言い聞かせ、ついつい食べてしまった。

景色を楽しむもよい、歴史を楽しむもよい。しかし旅先でのおいしい食べ物がなければ折角の旅も私からすれば格落ちとなる。

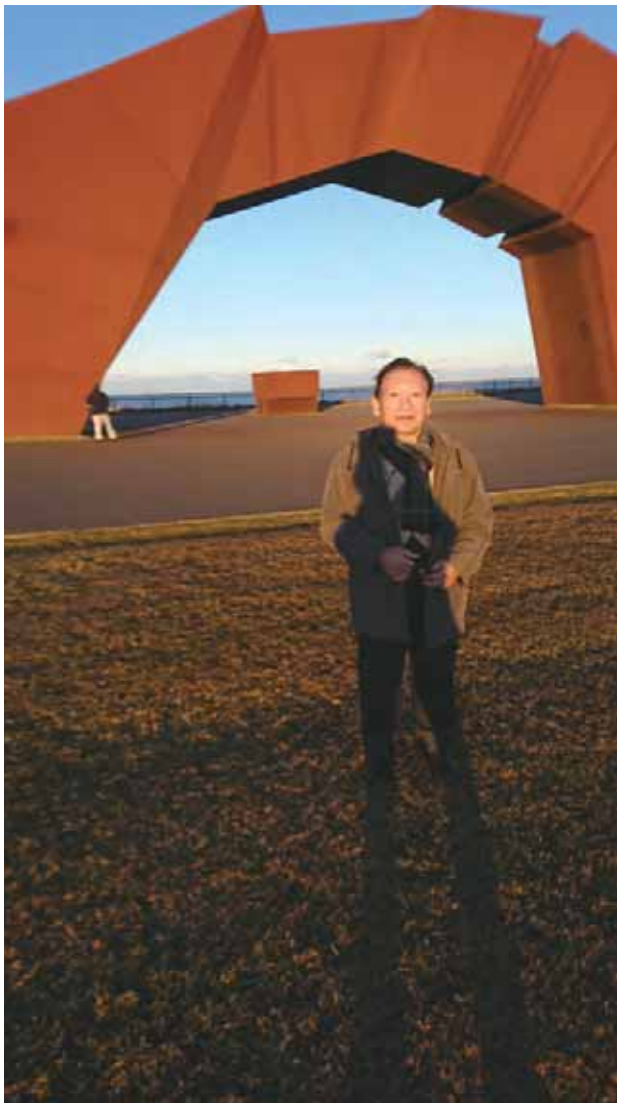

会務報告

平成28年度
四県連絡協議会開催

総務部長　廣居英夫

平成28年10月23日（日）午後1時30分から、さいたま市中央区「ホテル　ラフレさいたま」において茨城会・栃木県会・群馬会・埼玉会の4県の土地家屋調査士会の代表者が集まり、四県連絡協議会が開催されました。

今年度は、埼玉会が当番会のため、佐藤忠治会長、高柳淳之助副会長、中原照泰副会長、山口光男副会長、廣居英夫総務部長、高橋修財務部長、古賀新生業務部長、松本嘉明研修部長、高橋公二広報事業部長の9名のほか、各部次長、総務部理事、事務局長代行の16名の参加で総勢42名での協議会となりました。

廣居総務部長の司会により、高柳副会長の開会の言葉、当番会会長である佐藤会長の挨拶から、菊池茨城会会長、東野栃木県会会長、堀越群馬会会長の挨拶と続きました。

各会の出席者紹介の後、全体会議の座長に佐藤会長が選出されました。昨年度からの試みで、5部の分科会に分かれ当番会である埼玉会の各部長が議長になり議事を進行しました。各会において議題を持ち寄り、日頃の会務においての

茨城会菊池会長　栃木県会東野会長　群馬会堀越会長

疑問や諸々の対応に苦慮している点などの意見交換をしました。

分科会終了後、全体会議で佐藤会長が座長になり、各分科会で出た問題点を報告し参加者全員で会議を行い、充実した協議会になりました。次年度は、群馬会が当番会のため堀越群馬会会長から挨拶をいただき、中原副会長の閉会の言葉で終了しました。

協議会終了後、各自休憩もそこそこに、懇親会となりました。会議時間が3時間半の疲れも見せず、お互いの情報交換と親睦を深めることが出来ました。

総務部分科会報告

総務部長　廣居英夫

総務部議題

1．戸籍謄本等職務上請求書の取扱について（埼玉会）
2．土地家屋調査士法第68条にかかる対応について（茨城会）
3．支部編成・ブロック制について（茨城会）
4．会員情報の管理方法について（栃木県会）
5．災害対策について（群馬会）
6．苦情処理について（群馬会）

総務部分科会では、各会の正・副会長は5つの分科会の会議に自由に出入り出来るため、述べ13名にての会議になりました。総務部では、上記6つの議題について会議を行いましたが、日頃、総務部で苦慮している議題を中心に報告したいと思います。

1．戸籍謄本等職務上請求書の取扱いについて（埼玉会）

埼玉会の総務部で実施している使用済みの「戸籍謄本等職務上請求書」のチエック方法を説明し、加えて総務部で作成した職務上請求書の具体的事由の記載例を列挙した（総務部指針）の説明をしました。

それに対し、茨城会、栃木県会、群馬会、3会ともに総務部において使用済みの職務上請求書のチエック等はしていないという報告がありました。また、過去に紛失事件があったため、なるべく「持ち歩かないように」とか、「できるだけ使用しないように」と指導しているとのことでした。

2．土地家屋調査士法第68条（非調査士の取締り）にかかる対応について（茨城会）

茨城会の議題説明のあと、埼玉会として業務態様検討委員会を立ち上げ、名義貸しと補助者任せを根絶するための具体的方策についての答申書を作成中であるとの説明と、事務所形態規程を作成し、新入会員について登録時に事務所の実態調査ができる旨を定め、会長が必要があると認めた会員に対して事務所の実態調査をできると報告をしました。

3．支部編成・ブロック制について（茨城会）

埼玉会の組織体制を説明。

4．会員情報の管理方法について（栃木県会）

埼玉会の管理システムを説明。

5．災害対策について（群馬会）

災害対策マニュアルを作成中と報告。

6．苦情処理について（群馬会）

苦情処理は、各会とも苦情処理委員会が窓口になり、総務部で対応しているが、栃木県会だけ業務部理事が二人一組で対応しているとのことでした。

埼玉会においては、今年の夏以降から苦情の問い合わせが多く見受けられるようになりました。境界確認を行う立会いの時のトラブルが多く、特に補助者の方の対応のまずさが目立つようです。また、立会証明書を早くもらいたいがため隣地の承諾を得ないで、ブロック等にマーキングをしたり金属プレートなどを貼付したため、苦情の電話が何件かありました。トラブルが起きたら、二つ三つと重ならないよう傷の浅いうちに解決してくださるようお願いします。

昨年度からの試みである分科会でしたが、各会の担当者も慣れた様子で、2時間の予定時間もあっという間に終了した感がありました。

財務部分科会報告

財務部長　髙橋　修

財務部分科会では、「マイナンバーの対応について」、「各会の財務状況について」、「災害対策について」の議事を協議しました。

平成28年1月より「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆる（マイナンバー法）が施行され、調査士会から税務署に提出する各種法定調書に、対象となる会員の皆様の個人番号（以下、マイナンバー）を記載することが義務付けられたことから、第一の議事としました。マイナンバー制度の正しい理解は、各会においても必須です。マイナンバーを不正に取り扱うと本会として信頼の失墜につながるだけでなく、罰則が科される場合もあることから、まず、基本的事項の確認から始まり具体的事例に基づく疑問まで投げかけられ、その対応については引き続き情報の共有をはかっていくことを確認しました。

当会でも、対象となる会員の方々にはマイナンバー提供のご案内をしてまいりました。適正な取扱に努めてまいります。ご理解を頂きご提供頂きますようお願いいたします。

次に、「各会の財務状況について」は、事業活動の活性化と財務状況が反比例することを改めて考えさせられ、財務部として事業にいかに係っていくかは、各会の課題であるとの認識は共通のものでした。

最後に「災害対策について」、茨木会から東日本大震災による本会会館の災害状況と復旧対応の報告を受け、いまだ震災の爪あとが現在進行形であること。本会の事業と財務に与える影響の大きさに備えることの重要性を知らされました。

なお、埼玉会では、今年度から会館の火災保険に地震危険補償特約（ビジネスキーパー）を付加し震災への備えを強化いたしました。関東ブロック協議会各会に対しても情報提供をし、反響も頂いております。

各会財務部は、土地家屋調査士の本来の業務とは直接係らない部分で、本会の運営に携わっております。畑違いの言い訳に甘えることなく、各会との情報を共有化し、会務の改善について協力していくことを改めて確認し協議を完了いたしました。

業務部分科会報告

業務部長　古賀新生

1. 立会依頼等について（埼玉会）

土地家屋調査士業務の重要な業務のひとつである隣接地所有者への立会依頼について数例の立会依頼書の提出があった。

資料をもとに他県での立会依頼方法及び立会確認書の署名、押印の流れなどを報告しあい今後の業務において参考となる協議ができた。

2. 空家対策特別措置法に関する各会の対応、動向について（茨城会・群馬会）

四県それぞれの空家対策についての活動状況が報告された。

各市町村によって対応が違っているとのこと。

3. 各会独自の作業規程、成果品の纏めのガイドライン等の有無についてまた、その必要性について（茨城会）

茨城会より作業規定及び成果品のガイドラインがあると良いのではないかと提案があった。

栃木会では平成20年に基準点、測量図作成のガイドラインが作られているとのこと。

四県とも測量図等の作成要領は統一されていないとのこと。

4. 不動産登記規則93条ただし書きの不動産調査報告書改訂後の問題点について（栃木県会）

各会にて早めに作成要領を数例作成し会員に研修を行ったことから、特に支障なく新様式に

切り替えられているとのこと。
　会員からの問合せはパソコンの操作方法についてが多いようだ。

5. 各局の登記処理日数について（栃木県会）
　各法務局の処理日数が参考資料として提出された。
　栃木会では他会より処理日数が長いようだ。
　他会の状況については、処理日数は法務局において様々だが現地調査が無ければ予定日に完了しているとのこと。

研修部分科会報告

研修部長　松本嘉明

　分科会は5つの部（総務部・財務部・業務部・研修部・広報事業部）に分かれ、少人数での会議制形式で、研修部長の松本が進行役を務め、議事を進行させ、議事録は総務部の肥沼唯夫理事が担当した。
　出席者は埼玉会研修部松本嘉明部長、茨城会研修部木村泰之部長、栃木県会研修部永島誠一部長、群馬会研修部戸所広部長、群馬会総務部平沢光芳副部長、計5名で分科会を行った。

議題1『改めて考える戸籍請求用紙の適切な利用方法について』
　請求時に具体的な理由を書かない会員がいる。境界確定等登記に関わらない案件にも、請求してよいのか？東京都下のとある市で境界確認の為に請求したら断られ取得できなかった事例など、各県の実情と個人的な意見を各部長から伺った。
　可否、両方の意見があがり、登記だけでなく、境界確認にも当然に使用できると思っていたなど、温度差が浮き彫りになった。
　目的外で使用した場合は、綱紀委員会に係ると思われ、業務の範囲を超えているもの、調査士が遺産分割協議書を作成や、相続登記で未登記物件を調査する時に請求するのは疑問がある。範囲内であっても単に表題登記申請の為だけで請求するのは如何なものか。
　今後キッチリとしたガイドラインを総務部の意見も踏まえ取り組まなければならない。関東ブロックの新人研修会の中で行うべきとの意見もあった。
　栃木県会で起きた紛失事件で綱紀委員会が開かれた経緯の説明があり、紛失した経緯も不明であった等の説明があり、栃木県会も今後埼玉会同様、未使用でも年一回報告を行うこととし、来年度から変更する。

議題2『戸籍請求用紙に代わる所有者情報の必要性について』
　所有者不明物件の処遇について、筆界特定を用いる方向性があるが、未登記でも所有者や納税義務者がわかりさえすれば、大事にはならないという考えから、松本が個人的に作成の境界確認用の資料請求の申請書についての説明をする。迷子不動産解消の為に有用であり、実現したい。不正使用等、調査士の責任も重くする方向、各部長の意見を伺った。
　是非この申請書が使用できるようになればよい、登記を伴わない境界立会の場合、行政書士、測量士等が行うことが実際あり、このような申請書があれば調査士が行いやすくなる、筆界特定で行うこともよいが、時間が掛りすぎる面があるから、将来このような請求用紙が必要になって来るのではないか。

議題3『補助者を効率よく使用する方法について』
　補助者は、補正も出来ない、地目等の現地調査も単独では判断出来ない等、また補助者によっては調査士より詳しい者も居る場合もあり、補助者の地位のを向上や効率よく使用するにはどうしたらよいか、各部長の意見を伺った。
　茨城会では10人程度だが、補助者の研修を行っている。他会では、特別行っていないが、埼

玉会では、全体研修は原則補助者も参加可能にしている。群馬会は、将来補助者の為の研修も必要であると述べた。

簡易な建物の調査、補正などは補助者も可能に出来ないか？（補助者が補正しても法務局から何も指摘されないのが現状）補助者は、お使い程度か、だからと言って専門的にしなければならないのか。他士業の補助者の現状、測量会社、合同事務所、調査士法人の社員、調査士の待遇、給与などの意見が多数出た。

将来の調査士を目指す人を対象にした研修を行う等、補助者の職務拡大等を含め今後の検討課題とした。3つの議題と少なかったと思われましたが、内容の濃い意見交換が行え、返って時間が足りなくなってしまうほど話が弾み、盛況のうちに全ての審議および協議を終了した。

広報事業部分科会報告

広報事業部長　髙橋公二

今年度は、埼玉会が当番会であり、各会より提出された各部議題を分科会で協議し、全体会にて報告という形式で行われました。分科会について報告いたします。

議題1. 各会の会報の発行回数・予算・企画内容・問題点について（栃木県会）

協議結果

各会、年1から2回発行していて、予算は、20万から70万円までまちまち。

当然、会員数にもよるし、会報以外に季報（茨城会）や、毎月会務通信（埼玉会）を発行している会もあるので一概に比較することはできないようです。

また、やはり、どの会も活動報告一辺倒になりがち、マンネリ化、投稿が少ない（広報関係者ばかりの記事）等苦慮している状況がうかがわれた。

埼玉会も、同様に掲載記事のマンネリ化、報告記事に終始してしまいがちであるが、今回企画ものを充実させようと考えている旨報告した。

今後、写真の多用、見やすい文字、カラー印刷の多用などの体裁で、投稿を要請し、楽しい企画もの、誌上研修などの掲載物を増やして行ければ善いのではないかと結論づけた。

議題2. 成年後見制度参入の各会の取り組み状況について（埼玉会）

提案趣旨・本年4月8日に「成年後見制度利用促進法」が成立し、成年後見制度もさらなる普及、促進が期待されます。また、今後は、高齢者人口の大幅な増加が見込まれることから、この制度は、私たち土地家屋調査士の業務にも密接に関連し、その理解が不可欠となりました。加えて、日本土地家屋調査士会連合会は、土地家屋調査士を成年後見制度の一端を担う隣接法律専門職として育成する目標を新に掲げました。これは、我々土地家屋調査士の土地の境界等、不動産管理に精通したスキルを生かしてなお一層の社会貢献をなそうとするものです。そこで今回は、まだ緒に就いたところだとは思いますが、各会の取り組み状況、これに対するお考え等をお聞きしたいと考え提案するものです。

協議結果

どの会でも、まだ取り組みはしていないところが現状ですが、群馬会では、成年後見についての研修を行い理解を深め、進めていこうと考えているとのこと。

埼玉会もまだ取り組みの実績はありませんが、公開講座のテーマにも取り上げ、進めていく事を考えている。

議題3. 他士業組織との協働状況について（埼玉会）

提案趣旨・土地家屋調査士はサムライ業であるなどと威張ってみても、所詮は、全国1万7千人程度の自営業者の集まりです。しかしながら、サムライ業も多種多様です。個々の力は弱くても、いくつかの士業が力を合わせ、協働できれば社会に大きな発言力を持つことができます。幸いなことに、既に各会ともそのような素地とな

る協議会が設立されています。自営業をより夢のある職業とするため、自営業全体のステイタスをアップするため、このユニオンを利用して何かできる事は無いでしょうか。

協議結果

埼玉会では、県内専門職能団体である11の士業を構成員とした埼玉友好士業協議会に参画し、相互の理解と協調を深めると共にその社会的使命の達成を図る事を目的とした年1回の「くらしと事業のよろず相談会」の開催に参加協力している。

栃木県会では、行政書士と司法書士の3士会で相談会を開催。

群馬会では、司法書士会と行政で行う相談会を開催。

茨城会では、8士会で年1回の相談会を開催している旨、報告がされた。

議題4. 他の部会に属さない社会貢献活動の取り組みについて（埼玉会）

提案趣旨・埼玉会では、現在社会貢献活動の一環として空き家対策に関する諸活動、災害家屋調査委員会を管掌、公開講座の開催、出前講座等多種多様な活動を行っています。一方で業務の増加は、散漫な事業執行となってしまう恐れがあります。今会議では、他の部会に属している業務や重複しているものが見られますが、各会の広報と他部の業務範囲、貢献活動の腑分け等について、また現在行っている他の活動についてお聞きし今後の広報事業部の取り組みの参考とさせて頂きたい。

協議結果

埼玉会では、昨年度埼玉県空き家対策連絡会議に参画した。空き家等の実態調査業務を東松山支部で受託し、成果をあげた。公開講座は、年1回開催し、一般市民向け講座を主眼とした。出前講座については開催の目途がついたところです。

栃木県会では、出前講座については、工業高校を対象とし定期的に行っている。また、空き家対策も、災害協定についても会長、副会長で動いておりますが、空き家対策が広報の活動になるのか決まっていない。

群馬会では、出前講座については、小学生対象に実施した事がある。今後、工業高校生対象に行いたい。空き家対策については、県の協議会に会長、業務部長が入っている。

災害協定については、意識が少ない。

茨城会では、出前授業については、年3回高校に行っている。災害協定については、被災県であるので、災害調査を行った。社会貢献としては、筑波ウオーキングにスタッフ参加している。

総括

今回は、埼玉会が座長となり、各会の報告をうけ意見交換、協議したが、結果として将来に向けての提言にまでたどりつかない部分もあったが、各会の特色、多様な考え方をお聞きすることができ、今後の参考とさせて頂きたいと考える。

未来につなぐ相続登記
三者共催によるパネルディスカッション

副会長　髙柳淳之助

平成28年10月22日（土）の午後1時30分より午後5時まで、TKP大宮ビジネスセンターにて、さいたま地方法務局の後援および日調連・日司連の協賛を得て、一般社団法人金融財政事情研究会・埼玉司法書士会・埼玉土地家屋調査士会の三者共催によるパネルディスカッションが開かれました。この討議は、「未来につなぐ相続登記」と題され、社会問題化している相続登記未了問題の有識者として5人のパネラー、さらにこの問題に関わってきたさいたま地方法務局職員14名・埼玉司法書士会会員20名・埼玉土地家屋調査士会会員20名の参加者を得て行われました。参加者は前記3団体混合した6班に分かれ、5人のパネラーの問題提起に対してグループごとに意見交換・質問発表をし、パネラーがそれらに答えていくという形式をとりました。パネラーについては下記の通りです。

佐藤忠治　　埼玉土地家屋調査士会会長
小善真司　　元復興庁統括官付参事官（国交省住宅局住宅企画官）
知久公子　　元埼玉司法書士会会長
深山卓也　　元法務省民事局長（さいたま地方裁判所長）
山野目章夫　早稲田大学大学院法務研究科教授
（五十音順）

討議内容のおもなものは、
1　これまでの相続登記未了問題への取組について、特に東日本大震災の復興課程での報告と課題に関して
2 「所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会」の取組及び最終とりまとめについて
3　さらに今後の取組として相続登記促進のために考えられるものについて

それらの事例紹介や問題提起の後、様々な視点からの意見交換が行われました。おもなものは以下の通りです。

相続登記義務化への展望・財産管理人の活用促進・多数所有者不明共有地の地縁団体による相続・行政との登記嘱託情報との共有・固定資産情報の利用・相続登記促進に対する税制上のインセンティブ付与・相続登記未了に対するサンクション（過料など）。

特に佐藤パネラー（埼玉土地家屋調査士会長）からは、筆界確認立会等において隣接地が相続登記未了な場合に、相続人の情報を探索することに困難を生じているなど、隣接所有者の所在の把握が難しいケースが多数発生している事への対策が望まれる旨を強調する発言がありました。

様々な意見や要望の実現に向けて、その課題はまだまだ山積しているように思われますが、今回のパネルディスカッションに参加して、法務局・司法書士会・土地家屋調査士会三者一体となってこれからも相続登記推進の活動を続けていことの意義を再認識しました。

なお、このパネルディスカッションの模様は、一般社団法人金融財政事情研究会刊行の「月刊登記情報」1月号に掲載される予定です。詳細に関してはそちらをご覧ください。

女性土地家屋調査士の生の声

広報事業部　松本真弓

【企画まで】

今回、広報事業部の会報編集会議で新企画として「女性土地家屋調査士の生の声」を取り上げてはどうだろう？という案が出た時には、正直に申し上げて「なんで今さら」と個人的には思いました。皆さん、女性会員が現在何名いるかご存知ですか。現在、埼玉会の会員数840名の内、女性会員は13名で、1.5%に過ぎません。全国では2.9%でした。他士業の日本司法書士会においては17%、日本弁護士会においては18.3%でした。そのように大変女性の会員数の少ない業界です。そして、そもそも土地家屋調査士全体の人数が減少している現実があります。企画会議ではこの閉塞的状況を変えることはできないか、それには社会の半分を支えている女性たちの意見を聞いてみたい。女性会員は、これからの土地家屋調査士の未来をどう考えているだろうかなどの意見が出ました。企画の趣旨がほぼ固まったところで担当になった長沼・松本両名で協議した結果、県北・県南の2ケ所で女性調査士の集いを開催し、直接意見を伺うこととなりました。

開催日　10月　8日（土）大里郡寄居町
　　会員3名　　担当2名
　　10月29日（土）さいたま市
　　会員4名　　担当2名

【生の声】

最初に、土地家屋調査士になった経緯について自己紹介を兼ねてお話し頂きました。その中で一番多かったのは、家族が土地家屋調査士事務所を開業している、次に測量関係の仕事に従事していたから、家族に薦められたなどをきっかけに土地家屋調査士になられたそうです。

開業するに当たり、補助者経験がないと、土地家屋調査士の業務内容がよく分からないので、本会としてより実務的な研修を開催して頂けたら本当に助かると思うという、切実な意見がありました。また、境界立ち会いの仕方や、標準的な土地家屋調査士の一日のタイムスケジュール（測量研修以外）を教えて頂きたいという意見もありました。

開業して戸惑った事については、特に境界立ち会いが思いのほか顕著であるとのことでした。女性ゆえに資格者として見てもらえない、軽くみられる、馬鹿にしていると思われたなど。反対に、不調になりそうな場合、帰りそうになられた方に声掛けしたら成立した等のうれしい経験談もお聞きしました。参加者からは、土地家屋調査士業務をする上で、力仕事は少し大変ですが、男女の性差はあまり関係ないという話でした。女性は結婚したら仕事は辞める時代から、共働きの時代になりました。今まで女性の職業選択範囲に入っていなかった私たちの職域は、女性には魅力がある仕事かもしれません。自由業である土地家屋調査士の仕事は、子育てをしながら、時間のやりくりをして自分流の仕事スタイルに変えていける柔軟性があります。現在、土地家屋調査士の人数は減少していますが、女性会員数は少しずつ増加しています。このことからみても、その傾向があるように垣間見られます。ただし、身近な男性会員の中には今でも女性がやる職業ではないと思われている方がおられると感じています。まず、同業者からの意識改革をしていかなければ、何も変わらないことでしょう。

最後に女性のみならず土地家屋調査士業界を

全く知らない人たちに、職業として選択してもらうには、「年収だけではなく、将来性があり、仕事に誇りを持てる魅力ある仕事であることを発信していかないと土地家屋調査士人口が増加していくことは難しい。」との有意義な意見がありました。

初めての企画として開催した女性土地家屋調査士座談会ですが、参加された皆さんから多数の貴重なご意見を頂き、ご協力有難うございました。本会役員の方々がこれを真摯に受け止め、本会活動に生かされることを強く期待しています。

参加者　田島　敬子さん（熊谷支部）
吉野久美子さん（上尾支部）
今　　宗子さん（熊谷支部）
熊谷　陽子さん（志木支部）
竹内　由美さん（上尾支部）
岩田　幸子さん（秩父支部）
木村　千種さん（越谷支部）

広報事業部担当
長沼　　健　（熊谷支部）
松本　真弓　（熊谷支部）

トピックス

今年も日本スリーデーマーチに参加しました！

広報事業部　外山　健

平成28年11月5日（土）東松山市にて第39回日本スリーデーマーチが晴天に恵まれ開催されました。

今年も埼玉土地家屋調査士会から会員と家族併せて106名により10kmのコースを歩きました。佐藤会長の挨拶に続き準備体操を行い、さいたま地方法務局東松山支局をスタートし吉見百穴などを通りながら昼食会場である公園へ。

東松山支部会員の皆様から毎年恒例の焼き鳥などのおもてなしをいただき、青空の中、参加者の全員が満足していました。また昼食会場に土地家屋調査士会のノボリを設置し、道中も埼玉土地家屋調査士会のジャンバーを着て広報活動にも貢献しました。

28 秋 ソフトボール大会 in 三芳

ソフトボール愛好会実行委員会 幹事　上田四郎

三富開拓320年余の一角にある三芳町。10月には「世界1いもほりまつり」が行われている。「いも街道」を抜けながら三芳町役場隣にある「三芳町総合運動場」にて10月22日、芸術・紅葉・食欲の秋と言われる中お集まりいただいた6支部27名（ということはチーム編成をどうしましょう）によりソフトの秋を堪能した。

白岡の外野フェンス（両翼68m ）がある球場から場所を変えての、こちらは約160m × 90mの長方形の球場で最大4面が取れる球場である。事前視察もする気の入れよう、さあ何チームでもござれと受け入れ態勢万全で臨んだところでしたが市町民祭や商工祭と重なったようです。

とかく予約の時代で球場を確保するのが一苦労、地元にお住いの会員から情報提供、予約申請、予約等引き受けていただき場所を確保した。（何せソフトをやろうとしたところ早速1番手でグローブを買った御仁である。小生のはかれこれ40年近くにもなるのであるが）

グランド整備をする中4面取れる球場を1面のみの使用と贅沢な利用である反面、小生などには縁がないが外野越えをどうするの、フリーにするの。そこで一計を。まず測量テープ。誰かが持ってきて50m、もう1人の会員分とつなぎ合わせて70mで外野スタンドのラインが4・5人がかりで描かれそのラインの出来具合は見事な円弧が描かれ、近くにあった測量現場でおなじみのカラーコーンが等間隔（なわけないですね）で即席外野スタンドの完成である。

開会式は前回優勝チームからトロフィーの返

還、予約にご尽力いただいた会員の選手宣誓、そして会長による準備体操。これがいいんですね。会長のお年（失礼）で体幹を軸にした運動だがこれが思うに任せない小生。まっすぐにしているつもりが「まっすぐに伸ばして」と。会長挨拶は「年相応に動いて怪我の無い様に」

試合の流れを一つ

3チームということは2チームは試合で残る1チームはというとこれがのんびりしていられない。審判で4人、外野スタンドでのホームランの審判が2人、ボール拾い、写真撮影と。交代要員もままならないのである。試合前のある会員が今日は見物だね。のんびりさせてもらうよと。その御仁もまた、ベンチでのんびりとはいかず、ピンチヒッターや守備にもついていたのである。途中からはトレード話が持ち上がり、各チーム少し余裕を持たせての試合運びなる。となるとスタッフが不足してくる。こんな一幕も。三塁ベンチでのんびりしていた会員が1塁方向の大ファールのボール拾いに向かうのである。その見事なランニングホームとにこやかな笑顔が印象的であった。

家族連れの応援が1組黄色い声援を送ってくれるとお父さんもその声援に応えるべく奮闘、途中から埼葛支部長も親子での参加。子供さんもユニホーム姿なので急遽代打で登場と次回以降の大会に淡い期待を感じつつ大会は終了となった。

大会結果は次のとおり
優勝チームは東松山・熊谷Ａ
ＭＶＰは大倉会員（投げて打って優勝に貢献そしてなんと打率10割）

閉会式後、道具片付けで終了のところでしたが、ほぼ全員で球場脇の芝生でビールによる乾杯（と言っても当然ノンアルコールビールですが）のお疲れさん会を。新しい試みとして参加者からの一言もいただきながら、地元産「富の川越いも」を手土産に夕やみ迫る球場を後にしました。

大会結果

東部	0	0	3	5	8	南部	0	0	0	0	北部	4	1	6	11
南部	0	3	2	0	5	北部	12	5	6	23	東部	3	0	0	3

（なお6支部によるも単独チームはなく、人数に応じての編成となっている）

ゴルフ愛好会平成 28 年度中央大会

広報事業部　尾崎博則

平成28年9月14日　富貴ゴルフ倶楽部にて、埼玉土地家屋調査士ゴルフ愛好会平成28年中央大会が開催されました。今年の参加総数は46名でした。

8月までの猛暑から9月に入り台風や不安定な気候が続き、河川敷である当ゴルフ場はしばらく閉鎖されていて開催が危ぶまれたようですが、数日前から天候が回復してきて、運良く前日からコースも再開され開催することが出来ました。とはいうもののコースのコンディションはまだまだで、参加者諸氏はなかなか苦労されたのではないでしょうか。そんなの中での、和気あいあいとした楽しいゴルフができました。

新ペリア方式で競った結果は以下の通り。

優　勝　内田康夫（川越支部）
　　グロス95　ネット69.8
準優勝　稲吉和男（川越支部）
　　グロス85　ネット71.8
３　位　石山　進（浦和支部）
　　グロス88　ネット72.4

そして

ブービー賞　松本嘉明（熊谷支部）
　　グロス118　ネット89.4
ブービーＭ　清水知昭（熊谷支部）
　　グロス123　ネット89.4

参加者の平均スコアは98.4でした。

今回幹事の南部ブロックメンバーの皆さん及び浦和支部小暮立一キャプテン、設営ありがとうございました。

公開講座の開催

広報事業部　杤原雅之

平成28年11月11日（金）浦和コルソ7階ホールにおいて公開講座及び写真コンクールが開催されました。

第1部はタレント・俳優としてご活躍されている山田雅人氏による「山田雅人が語る杉原千畝物語」を講演して頂きました。今回は杉原千畝物語だけでなく、永六輔さんのお話もして頂けました。語り部としてもご活躍されていることもあって、語りの合間に行うフリートークにおいても長嶋茂雄氏や橋田壽賀子氏とのちょっとしたエピソードも交え、あっという間に時が過ぎていました。

第2部は中谷誼弁護士による「未来につなぐ成年後見」を講演頂きました。「成年後見制度」という堅苦しい内容でしたが、中谷弁護士の大変やわらかい語り口、また、ちょっとしたエピソードなどを挟んでくださり、一般の方々にもとても分かり易いお話であったと思います。

また、同時に写真コンクール・無料相談会も同時開催されました。相談会には1件の相談があり、会場には一般の方々、他会の方など、合わせて68名の方々に参加いただきました。

公開講座終了後には懇親会が行われました。お忙しい中、山田雅人氏、中谷誼弁護士も参加してくださり、リラックスした中、講師の方々と談笑をさせていただき盛会に終わりました。

「第１回境界問題相談センター埼玉研修会」

平成28年7月29日（金）　市民会館うらわ8階コンサート室において標記研修会が開催されました。
内容　「調停委員としての基本的姿勢」
講師　境界問題相談センター埼玉運営委員　弁護士　野﨑正 氏
出席者数　43名

埼玉県空き家対策連絡会議特別講演会

平成28年7月29日（金）さいたま商工会議所2階第1･2ホールにおいて標記講演会が開催されました。
内容（講師）　1.空き家問題に対する法的な対応（弁護士　高川桂子 氏）
2.中古物件の利活用について（建築士　近藤創順 氏）
3.産民学官・政策課題共同研究
「埼玉県の空き家」の課題パターン抽出とその課題策の提言
超高齢化社会の包括的タウンマネジメント
出席者数　2名（埼玉会）

第７回全国一斉不動産表示登記無料相談会

平成28年7月31日（日）市民会館うらわ503・505集会室において標記相談会が開催されました。
担当者　　会長、副会長、業務部理事、広報部理事　計10名
および　さいたま地方法務局統括表示登記専門官　川崎浩 氏
相談者数　10組

毛呂山町との災害時における家屋被害調査に関する協定締結式

平成28年8月25日（木）毛呂山町役場町長公室において標記調印式が執り行われました。
出席者　毛呂山町　井上健次町長、藤田努副町長、村木功総務課長、小川賢三総務副課長ほか
本　会　　佐藤忠治会長、髙栁淳之助副会長、髙橋公二広報事業部長
坂戸支部　小峰明雄支部長、中澤正幸総務、小峰総一会計、山口芳敬副総務、佐久間厚副会計

埼玉弁護士会筆界特定制度・筆界ＡＤＲ研修会

平成28年9月2日（金）さいたま共済会館　において標記研修会が開催されました。
内容　「筆界特定制度・筆界ADR」
講師　日本土地家屋調査士会連合会ADRセンター　大谷和夫委員
出席者数　5名（埼玉会）

第１回会員業務研修会

平成28年9月6日（火）さいたま市民会館うらわにおいて標記研修会が開催されました。
内容（講師）　1.「調査士制度研究室委員の研修課題の発表」
（田口伸仁研究室員、大金知弘研究室員、黒澤淳研究室員）
2.「土地家屋調査士としての倫理について」（埼玉弁護士会　馬橋隆紀 氏）
3.「国土調査法第19条第5項の指定について」
（神奈川県土地家屋調査士会　石井幸世副会長）
出席者数　202名

さいたま地方法務局筆界特定室と境界問題相談センターとの連絡会議

平成28年9月7日（水）さいたま地方法務局において標記会議が開催されました。
内容　　筆界特定室とADRセンターの業務状況の説明、情報交換等について
出席者　中原照泰副会長、紫藤健一運営委員長、長坂悟運営副委員長、
　　柳沼康之運営委員、髙橋公二運営委員

埼玉公共嘱託登記土地家屋調査士協会第３１回定時社員総会

平成28年9月9日（金）ラフォーレ清水園において標記定時総会が開催されました。
社員総数298名　出席52名　委任状出席190名

日本土地家屋調査士会連合会関東ブロック協議会主催「第３７期土地家屋調査士新人研修会」開催

平成28年9月17日（土）から19日（月）　幕張国際研修センター　レセプションホール渚（千葉市）において、標記研修会が開催されました。
内容　　会員の心得、土地家屋調査士の職責と倫理、筆界確認の実務等ほか、パネルディスカッション
出席者数　14名（埼玉会）

狭山市との災害時における家屋被害調査に関する協定締結式

平成28年9月28日（水）狭山市役所応接室において標記調印式が執り行われました。
出席者　狭山市　　小谷野剛市長、神山孝之市民部長、千葉淳一防災課長、
　　渡辺防災課主幹、白石龍祐防災課主任
　　本　会　　佐藤忠治会長、髙柳淳之助副会長、髙橋公二広報事業部長
　　狭山支部　雙木行雄支部長、田中八束会員、小島武志会員

鶴ヶ島市との災害時における家屋被害調査に関する協定締結式

平成28年10月4日（火）鶴ヶ島市役所庁議室において標記調印式が執り行われました。
出席者　鶴ヶ島町　藤縄善朗市長、和田公雄副市長、新井順一総合政策部長、中島啓善総務部長ほか
　　本　会　　佐藤忠治会長、髙柳淳之助副会長、髙橋公二広報事業部長、
　　坂戸支部　小峰明雄支部長、中澤正幸総務、小峰総一会計、山口芳敬副総務、佐久間厚副会計

「第２回境界問題相談センター埼玉研修会」

平成28年10月7日（金）　市民会館うらわ705・706集会室において標記研修会が開催されました。
内容　「境界紛争の手続き選択」
講師　境界問題相談センターおおさか　推進委員長　　山脇優子 氏
　　推進副委員長　吉田栄江 氏
出席者数　43名

第１、２回CPD会員研修会

平成28年10月20、26日両日さいたま商工会議所2階ホールにおいて標記研修会が開催されました。
内容　「進化する司法と裁判」
講師　弁護士　倉吉　敬 氏
出席者数　総計85名

暮らしと事業のよろず相談会

平成28年11月5日（土）浦和コルソ7階ホールにおいて標記相談会が開催されました。

担当者　　総務部より廣居部長、肥沼理事
　　　　　広報事業部より髙橋部長、竹村次長、枋原理事　計5名
相談者数　総数130組うち土地家屋調査士関連5組

鳩山町との災害時における家屋被害調査に関する協定締結式

平成28年11月14日（月）鳩山町役場305会議室において標記調印式が執り行われました。

出席者　鳩山町　　小峰孝雄町長、冨岡昌彦副町長、松本一久総務課長、根元志訓総務主幹
　　　　本　会　　佐藤忠治会長、髙柳淳之助副会長、坂本義明災害家屋調査委員長、
　　　　　　　　　高橋公二広報事業部長
　　　　坂戸支部　小峰明雄支部長、中澤正幸総務、小峰総一会計、山口芳敬副総務、佐久間厚副会計

土地家屋調査士
国民年金基金

フリーダイヤル
0120−145−040

国民年金基金は、自分で入る公的な個人年金です。
税金がおトク［ **掛金は全額所得控除**］だから、今にゆとり。
年金が増える［**基本は終身年金** ］だから、老後にゆとり。

加入拡大キャンペーン
実施中

基金に未加入の土地家屋調査士、
ご家族、補助者をご紹介ください。
ご紹介くださいました会員様に
加入勧奨費　**20,000円**
を差し上げております。

広報部

第９回（平成２８年度）写真コンクール

第１位『碧（あお）』

小６の娘が夏休みの自由課題で、湖の写真を撮りたいと言うので、夏休み旅行は山中湖・河口湖へ行くことに。

出発の前日から台風が上陸し最悪の天候。

暴風雨の中なんとかたどりついた午後、雨が止み雲が開けました。

娘と何枚も何枚も写真を撮りました。

コンクールの金賞を頂き、また会報の表紙を飾れるとは、大変光栄です。

写真を撮りたいと言った娘に感謝！

川口支部　樋口　健

第２位『初夏の空』

東京会の先生の手伝いで東京都西多摩郡瑞穂町を訪れた折、現場の道路向かいにあった向日葵畑の向日葵と、台風が過ぎ去った後の荒い雲の浮いた空とのコントラストが綺麗だったので、境界標を撮影するついでに写真に収めました。何気ない作業の合間にも、素敵な景色に巡り会えるものですね。

狭山支部　篠原　剛

第２位『初めての海』

この写真は、調査士登録前にお世話になっていた事務所の先生一家と、新潟県長岡市寺泊まで海水浴に行った際の１枚です。その先生の子供は海水浴に来たのは初めてであったので大喜びで遊びまわり、微笑ましい写真が撮れました。

狭山支部　篠原　剛

第３位『台風の贈り物』

主人と友人がフルマラソン、私と娘で11キロ走に参加した北海道マラソン大会。台風が上陸していた北海道で地元の方も見たことがない虹に出会えました。

熊谷支部　松本真弓

出前授業実施報告　於 草加市立両新田中学校

広報事業部長　髙橋公二

平成29年1月14日(土)大寒波襲来の予報の中、草加市立両新田中学校において、待望の出前授業が行われました。前期広報部から検討されておりました事業でありますが今期、中原副会長以下広報事業部一致団結、この事業を成功させるべく約1年におよび、計画実施のため準備を行ってきました。実施までの道のりをご報告致します。

（始動）

当初、広報事業部始動時、まず、部員の意識確認から始まりました。本会事業計画に社会貢献活動の推進を掲げているが、何故出前授業なのか？　確かに、他会でも事業として行っているところがありますが、社会貢献活動として、成り立つのであろうか？

それがどう調査士会にフィードバックできるのだろうか。

調査士会員の減少の昨今、調査士受験者数も減っている状況、これは、憂いているだけでは何も変わらない。まずもって社会認知度の向上である。特に就職前の若年層に少しでも職能を認知してもらえれば良いのではないか。（調査士の未来につながる活動であること）　社会貢献事業だからと言って、相手先学校に受け入れられるか。ただの自己満足に陥らないか。現在、学校教育活動には、キャリア教育の導入があると聞き及ぶ。そのプログラムにマッチした内容を考えるべきである。（社会貢献活動を主眼に受け入れられる活動であること）　そして、この事業をとおして本会ならびに会員の意識向上や将来に役立つ事業であること。全てにおいて、自前で行う事。（費用対効果が見込まれる活動であること）　このような内容で、事業実施における部員間の意志の一致を見ました。

また、2回のアンケート調査で会員の意識調査も行いました。既にご報告（会報165号）のとおりで懐疑的なご意見もいただきましたが、大方、実施には肯定的であり、さらには積極的に行ってほしい旨のご意見もいただきました。

しかし、しばらくは他の事業もあり、手つかずの膠着状態でしたが、竹村広報事業部次長より、自身がPTA会長をしている中学校に交渉し、かなり好印象の受け入れのご承諾をいただいたとのこと。渡りに船です。

本会と学校の実施についての情報交換も無理なくできることでしょう。

（準備）

平成28年第71回定時総会に於いて、草加市立両新田中学校で2年生を対象に出前授業を行う旨の実施の発表。また、実施日を学校のサタデースクール開催日である平成29年1月14日に決定。実質半年の準備期間です。しかし、手探り状態の準備には、またさらに多くの時間と協議を重ねなければなりませんでした。結局、授業構成と内容を決定したのは、実施3ヶ月前でした。概要は、座学とフィールドワーク（歩測による測量体験）の2部と決まりましたが一番懸念されるのは、他会でも経験していないであろう生徒数168名という対象人数をどうのりきるか。広報事業部、情報委員会を合わせて16名、いかんせん多勢に無勢。やむなく草加支部の応援をお願いするしかないとの結論に至り、9名の快諾をいただきました。結果、準備に都合2回のフィールドワークでのリハーサル、5回ほどの会議を要しました。

おざなりの事業に収めたくない想いがつのります。

（実施）

実施前日に、放課後の校庭に地上絵描画のための60点余りのポイントを逆打ち。

そこはやはりプロです。夕暮が近づく前に難なく設置終了。

いよいよ当日を迎えました。

7:30集合。体育館内の座学、ビデオのセッティング、準備万端。

8：45体育館に生徒集合。生徒、幾分緊張気味。担当部員、かなり緊張。

松本広報事業委員の司会により、学校長、佐藤会長のご挨拶に始まり、資料の配付、今日のスケジュール説明、担当部員の紹介後、講義第1部として、体育館内で座学組、歩測実習組は、校庭に移動。座学は、動画放映、測量機器の実演、中原副会長による講義「三角形と縮図」など。校庭のフィールドワークは、歩測検定、歩測による三辺測量の実習。そして、ひととおり終わると座学とフィールドワークを交代し講義第2部。

終了後、体育館内にてフィールドワークで得たデータで計算作図。その時間を使い、校庭担当がポイントを結線し隠れていた地上絵を描画。さて、校庭に現れた地上絵は?

計算作図が終わり隠れていた縮図が何か発表の後、事業実施にあたり殊勲賞に値する

竹村広報事業部次長の挨拶にて修了式。そして、生徒からお礼の言葉を頂きました。

続いて校庭へ移動、地上絵の周りに集合し記念撮影。11：45　終了解散。

最後に生徒各自教室より地上絵を確認。

後片付けも終わり、帰り支度も済ませると、白い花びらのような雪がひらひら。

まるで終わるのを待っていてくれたかのように・・・。

（出前授業を終えて）

授業の対象は中学2年生であり、思春期真っ只中の年齢です。生徒たちが真剣に向き合ってくれるか不安の今日まででした。しかし、出前授業をとおして、また最後の記念撮影のときの生徒の喜々とした笑顔で今日までの一切の不安も杞憂となり感動と喜びに変わりました。この原稿を書いている今も生徒たちの笑顔と生徒からのお礼の言葉を思い出し本当にこの出前授業を行って良かったと感じております。そして、未来ある若者たちに将来の社会参加の一助になれたのであれば、これほど有意義なことはないでしょう。

ここに広報事業部のたゆまぬ努力と、ご協力いただいた草加支部会員のボランティア精神により、出前授業を成し遂げることができたものと思いつつ、この度の出前授業実施には、PTA会長が本会会員であるという幸運な面もありましたがこれを機にさらに研究していただき、未来への投資として事業が続いて行くことを切にお願い致します。

末筆ながら、実施にあたり、快く受け入れていただいたうえに多大なるご協力をいただきました、草加市立両新田中学校水澤郁夫校長はじめ教職員の皆様、そして、何より授業を楽しんでいただいた168名の生徒に心より感謝申し上げます。

また、公務多忙にも係わらずご参加いただいた佐藤会長、草加支部有志会員、また機器の提供、実演にご協力いただいた埼玉測機社様に広報事業部一同感謝申し上げます。

ご協力いただいた草加支部会員（敬称略）

阿久津和也　　亀田　忠　　園木　毅
浅井　健　　笹本隆盛　　田中和彦
織原雄二　　鈴木祥司　　廣瀬勝輝

埼玉測機社様（敬称略）

浅田大輔　　伊藤　剛

地上に現れた２羽の白鳥（バレンタインデーを意識し、ハートを間に）

お知らせ

会費預金口座振替日のお知らせ

埼玉土地家屋調査士会
　前期　４月末日（再振替日 ５月末日）　69,000円
　後期　10月末日（再振替日11月末日）　69,000円

埼玉土地家屋調査士政治連盟
　１月末日（再振替日２月末日）　10,000円

埼玉土地家屋調査士会
第72回定時総会開催のお知らせ

開催日　平成29年5月18日（木）
会　場　「ラフォーレ清水園」
　　さいたま市大宮区東町2－204
　　☎048－643－1234
※詳細は後日お知らせいたします。
※当日事務局は閉館いたします。

訃　報

謹んでご冥福をお祈りいたします。

中川 征夫（７５歳）
平成２８年８月７日ご逝去
（上尾支部）

安藤 忠治（６９歳）
平成２８年１０月５日ご逝去
（熊谷支部）

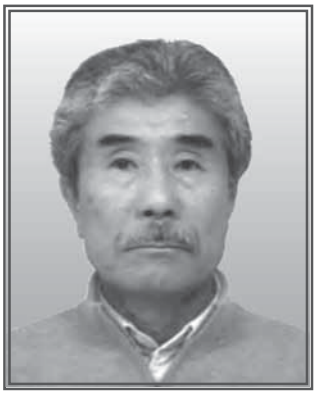

市川 徳行（７４歳）
平成２８年１１月１４日ご逝去
（川口支部）

山﨑 貞人（７５歳）
平成２８年１１月３０日ご逝去
（志木支部）

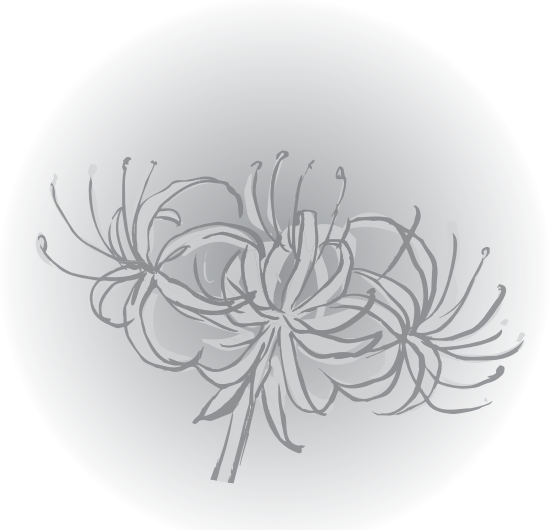

会 員 の 動 静

〔平成 27 年 10 月 1 日現在会員名簿からの訂正〕

入　会　者

支部	会員番号 登録番号	ADR認定 調査士番号	氏名	事務所所在	事務所電話 〃　FAX
川口	2283 2623		石井雄一	〒 333−0847 川口市芝中田一丁目 3 番 17 号	048−262−4454 267−4053
川口	2284 2624	1003013	木村紳吾	〒 332−0023 川口市飯塚 1 丁目 15 番 37 号	048−255−8687 255−2308
越谷	2285 2625		仲田大豊	〒 343−0845 越谷市南越谷 5 丁目 26 番地 6 コーポ YM203 号	048−971−8519
大宮	2286 2433		萩原史彦	〒 331−0814 さいたま市北区東大成町 2 丁目 453 番地 1−201 号	048−661−9230 661−9231

退　会　者

支部	会員番号 登録番号	氏名	事務所所在	退会年月日
P.43 上尾	1070 1437	中川征夫	〒 362−0007 上尾市大字久保 457 番地 168	平成 28. 8. 7 死亡
P.82 狭山	1335 1714	浅見尚三	〒 350−1327 狭山市笹井 1 丁目 35 番 2 号	平成 28. 8. 8 業務廃止
P.26 川口	862 1217	玉川定美	〒 333−0811 川口市戸塚 3 丁目 32 番 15 号	平成 28. 8. 29 業務廃止
P.99 熊谷	1564 1927	丸山和也	〒 369−0306 児玉郡上里町大字七本木 3663 番地 3	平成 28. 9. 16 業務廃止
P.95 熊谷	1212 1596	安藤忠治	〒 369−1107 深谷市畠山 1790 番地 1	平成 28. 10. 5 死亡
P.56 埼葛	772 1118	吉田宏	〒 347−0054 加須市不動岡 2 丁目 4 番 12 号	平成 28. 11. 8 業務廃止
P.27 川口	1357 1735	市川徳行	〒 332−0034 川口市並木 4 丁目 1 番 1-711 号	平成 28. 11. 14 死亡

P.65 春日部	1355 1638		近　藤　稔　昭	〒 344−0031 春日部市一ノ割 1 丁目 29 番 41 号	平成 28. 11. 29 業務廃止
P.34 志木	889 1242		山　﨑　貞　人	〒 352−0011 新座市野火止 5 丁目 1 番 7 号	平成 28. 11. 30 死亡

事務所移転

P.44 上尾	1969 2320		竹　内　由　美	〒 362−0007 上尾市大字久保 457 番地 168	048−773−0489 773−0899
P.39 大宮	1859 2214		相　原　洋　一	〒 330−0803 さいたま市大宮区高鼻町一丁目 20 番地 1 大宮中央ビルディング 3F 土地家屋調査士法人彩の国事務所社員	048−647−9990 647−0205
P.40 大宮	2137 2482		山　﨑　規　光	〒 330−0803 さいたま市大宮区高鼻町一丁目 20 番地 1 大宮中央ビルディング 3F 土地家屋調査士法人彩の国事務所社員	048−647−9990 647−0205
P.41 大宮	2218 2559		滝　林　雅　之	〒 330−0803 さいたま市大宮区高鼻町一丁目 20 番地 1 大宮中央ビルディング 3F 土地家屋調査士法人彩の国事務所社員	048−647−9990 647−0205
P.92 熊谷	1421 1792		上　野　富　造	〒 360−0023 熊谷市佐谷田 707 番地 2	048−525−6600 525−6601
P.52 埼葛	2152 2497	703001	藤　田　一　弘	〒 346−0115 久喜市菖蒲町小林 852 番地	0480−53−7854 53−7855
P.19 浦和	1803 2161		山　井　由　典	〒 338−0832 さいたま市桜区西堀 9 丁目 5 番 12 号	048−829−7681 829−7682
P.41 大宮	2192 2535	703009	佐　藤　　洵	〒 337−0051 さいたま市見沼区東大宮四丁目 27 番地 13	048−871−7460 665−0520

事務所移転（P.77 川越支部から P.32 志木支部へ）

P.32 志木	1692 2052		濱　田　弘　幸	〒 353−0004 志木市本町五丁目 17 番 66−1523 号	048−202−2664 202−2665

事務所移転（P.56 埼葛支部から P.93 熊谷支部へ）

P.93 熊谷	1938 2291	103072	鈴　木　　正	〒 360−0013 熊谷市中西二丁目 7 番 25 号 土地家屋調査士法人パートナーズ社員	048−529−0788 529−0789

会変更登録（埼玉会退会）

支部	会員番号 登録番号	氏名	事務所所在	退会年月日 退会理由
P.41 大宮	2153 2498	松山勝憲	〒331−0814 さいたま市北区東大成町一丁目626番地1 野原ビル2階 土地家屋調査士法人えん道グループ社員	平成28.10.20 千葉県会へ変更登録

土地家屋調査士法人従たる事務所の移転

	法人番号	支部	法人名称	社員	事務所所在	事務所電話 〃　FAX
法人	03−0013− 03−0012	熊谷	土地家屋調査士法人 パートナーズ	鈴木　正	（従） 〒360−0013 熊谷市中西二丁目7番25号	048−529−0788 529−0789

土地家屋調査士法人主たる事務所の移転

	法人番号	支部	法人名称	社員	事務所所在	事務所電話 〃　FAX
法人	03−0004	大宮	土地家屋調査士法人 彩の国事務所	相原洋一 山崎規光 滝林雅之	（主） 〒330−0803 さいたま市大宮区高鼻町一丁目20番地1 大宮中央ビルディング3F	048−647−9990 647−0207

使用人土地家屋調査士の雇用

	法人番号	支部	法人名称	使用人 土地家屋調査士	事務所所在	事務所電話 〃　FAX
P.108	03−0014	坂戸	土地家屋調査士法人 ミヤソク	小野　健	（主） 〒350−0216 坂戸市柳町45番25号	049−281−8681 282−0971

ＡＤＲ認定調査士（平成28年10月3日認定）

支部	会員番号 登録番号	ADR認定 調査士番号	氏名	事務所所在	事務所電話 〃　FAX
P.66 春日部	1877 2232	1103001	松下伸之	〒344−0054 春日部市浜川戸2丁目13番地18	048−752−9771 752−9781
P.101 東松山	2243 2584	1103002	道添敬太	〒355−0037 東松山市若松町2丁目2番17号	0493−24−2697 24−5680

P.84 狭山	2234 2575	1103003	淺海敬央	〒 358−0003 入間市豊岡一丁目 15 番 18 号	04−2962−9642 2963−9636
P.87 坂戸	2269 2610	1103005	小野　健	〒 350−0216 坂戸市柳町 45 番 25 号	049−281−8681 282−0971
P.30 川口	2248 2589	1103009	佐藤寛哲	〒 333−0868 川口市芝高木 2 丁目 9 番 41 号	048−269−5568 269−4231
P.22 浦和	2256 2597	1103011	吉川真弘	〒 336−0031 さいたま市南区鹿手袋四丁目 16 番 5 号	048−710−4500 710−4502
P.93 熊谷	2233 2574	1103012	川島知之	〒 360−0133 熊谷市中曽根 1205 番地 1　1 号棟 102	048−594−9731 594−9735

編集後記

新しい表紙デザインにも慣れてきたところで任期後半ですが、年明けには出前授業があります。ゆっくりとした気分では正月を過ごせそうにありません。無事成功させてゆっくりしたいと思います。

広報事業委員　越谷支部　木村正英

昨年後半の出前授業が具体的になって以降、めまぐるしく忙しい事業部でしたが、強い達成意欲と逞しい企画力をもつメンバーが切磋琢磨してなんとかのり切ってきました。会報誌の表紙に引き続きホームページも刷新され、目に見えて変わったなーと実感していただければ嬉しいです。

広報事業委員　春日部支部　尾崎博則

会報が大幅にリニューアルされてから、早いもので４号目の発行となりました。

めまぐるしく変化していく社会情勢の中、土地家屋調査士も変わっていかなければならないと感じる今日この頃・・・会報のリニューアルという些細な変革。それでもこの些細な出来事が、土地家屋調査士のより良き未来に繋がる事を願い、広報事業委員一同が一致団結して発行に携わってまいりました。

このような経験をさせて頂く機会を与えられ感謝の言葉もありません。

関わって頂いた皆様に御礼申し上げるとともに、広報事業委員として残りの任期を邁進して参ります。

広報事業委員　草加支部　吉澤　寛

小・中・高等学校ＰＴＡ役員の中で、一番敬遠されているのが広報委員でした。もちろん、私も避けてきましたが、今回御縁を頂き活動しております。

この２年間、編集会議・編集作業と回を重ねて行くうちに、仕事では味わえない事を学ばせて頂きました。そして、ご協力頂いた皆様心より感謝いたします。

残り数カ月になりましたが、頑張ってやり遂げたいと思います。

広報事業委員　熊谷支部　松本真弓

広報事業部を初め、事務局、本会会員、他会会員、様々な人とのふれあいで、貴重な経験をさせていただきました。この出会いと交流を大切にし、今後とも頑張っていきたいと思います。

また、お会いした皆様とは、密かにですが、管鮑之交となれていたらいいなと思っております。

広報事業委員　熊谷支部　長沼　健

TOPCON

Geodetic Total Station GT Series

・世界最速！*
・世界最小！*
・世界最軽量！*
・世界初！*IoTへ対応
・クラス最高品質！
*モータードライブ搭のトータルステーションとして。2016年1月現在。

HiPer SR
2周波GNSS受信機

・1人で手軽に簡単測量
・過酷な現場にも強い堅牢なボディ
・LongLinkデータコミュニケーション
・優れた耐環境性能IP67
・連続使用時間15時間以上を実現
・準天頂衛星システムに対応

IS IMAGING STATION CAPTURE REALITY
IS3

イメージングステーションIS3はトータルステーションに専用のデジタルカメラを内蔵。リアルタイムの視準画像を使用して直感的な操作と安心した作業を実現します。また簡易スキャナー機能も搭載し、必要な3Dデータを効率的にスキャニング出来る次世代型画像トータルステーションです。

HiPer V
2周波GNSS受信機

Vanguard TechnologyTM搭載
GPS＋GLONASS対応
軽量で頑丈なマグネシウム筐体
Wi-Fiテザリングにも対応した完全ケーブルレスRTK観測を実現
ボイスメッセージ機能搭載
SD/SDHCメモリカード対応

株式会社 フォーワン
〒342-0001埼玉県吉川市上内川363-1
TEL 048-991-7868
FAX 048-991-9541

測量CAD・土木CAD・建築CAD
OA・設計測量関連製品・その他

広報事業部

	中原照泰	木村正英
	髙橋公二	尾崎博則
	竹村博之	吉澤寛
	杤原雅之	篠原剛
	外山健	長坂慎吾
	亀井郁臣	松本真弓
	菊地浩	長沼健
（情報委員会）	木村千種	阿部公仁

発行日　平成29年1月
発行所　埼玉土地家屋調査士会
〒330－0063　さいたま市浦和区高砂4－14－1
電話　(048) 862－3173
FAX　(048) 862－0916
ホームページ　http://www.saitama－chosashi.or.jp/
E－mail　office@saitama－chosashi.or.jp/
発行人　佐藤　忠治
編集責任者　中原　照泰
広報事業部長　髙橋　公二
印刷　株式会社埼玉新聞事業社

日本土地家屋調査士会連合会共済会会員の皆さまへ！

集団扱自動車保険制度のご案内!!

～ ぜひ、ご検討ください ～

1 集団扱でご契約いただくと、保険料を節約(注)できます

（注）集団扱契約の分割保険料は、割増なしで分割払にできますので、集団扱以外のご契約と比べておトクです。
また、集団扱一括払の場合、集団扱以外のご契約の一時払保険料と比べて、保険料が５%おトクです（保険期間が１年または長期（年払）の場合に限ります）。

集団扱はこんなに保険料がおトク!!

試算例

GK クルマの保険（家庭用自動車総合保険）、2015年10月1日始期、保険期間1年、初度登録：2013年3月、記名被保険者：個人（36才）、ゴールド免許割引適用、自家用普通乗用車、日常・レジャー使用、型式別料率クラス：車両4・対人4・対物4・傷害4、15等級、事故有係数適用期間：0年、35才以上補償、対人賠償保険：無制限、対物賠償保険：無制限＜対物保険免責金額：なし＞、対物超過修理費用特約：あり、人身傷害保険：5,000万円、搭乗者傷害（入通院／2区分）特約：あり、車両保険：あり＜一般車両、車両保険金額：130万円、車両保険免責金額：5-10万円＞、全損時諸費用特約：あり、運搬・搬送・引取費用特約：あり

一般分割 口座振替12回払		集団扱 12回払			
6,730円（分割１回あたり）		6,420円（分割１回あたり）		保険料が月に310円安い！	年間保険料では3,720円もおトク！
年間保険料 80,760円	―	年間保険料 77,040円	＝		

2 ノンフリート等級は継承します

他の保険会社・ＪＡ共済・全労済・全自共等からの切り替えでも等級を継承します。

※等級を継承できない共済が一部あります。
詳しくは取扱代理店または当社までお問い合わせください。

3 ご契約時に現金は不要です

保険料は、毎月の口座振替によりお支払いいただきますので、ご契約時に現金をご用意いただく必要はありません。

お見積りご希望の方は!!

切替手続は簡単です！！

step1
この用紙の下欄「自動車保険・見積サービス希望書」にご回答ください。

step2
現在ご加入の保険証券と「自動車保険・見積サービス希望書」をFAX願います。

step3
お見積り

step4
お申込みは…
保険申込書に署名または記名・押印願います。

完了

step5
保険始期2か月後に口座振替を開始します。

集団扱にてご契約いただくには、「保険契約者」、「記名被保険者」および「ご契約のお車の所有者」が以下の方であることが条件となります。

保険契約者　：①日本土地家屋調査士会連合会共済会
②日本土地家屋調査士会連合会共済会の役員または従業員
③日本土地家屋調査士会連合会共済会の会員（土地家屋調査士個人）
④日本土地家屋調査士会連合会共済会の会員（土地家屋調査士個人）に直接雇用されている方

記名被保険者：①ご契約者本人
②ご契約者の配偶者
③「ご契約者本人または配偶者」の同居のご親族
④「ご契約者本人または配偶者」の別居の扶養親族
⑤ご契約者の構成員
⑥ご契約者の構成員の配偶者
⑦「ご契約者の構成員またはその配偶者」の同居のご親族
⑧「ご契約者の構成員またはその配偶者」の別居の扶養親族

ご契約のお車の所有者：①ご契約者本人
②ご契約者の配偶者
③「ご契約者本人または配偶者」の同居のご親族
④「ご契約者本人または配偶者」の別居の扶養親族
⑤ご契約者の構成員
⑥ご契約者の構成員の配偶者
⑦「ご契約者の構成員またはその配偶者」の同居のご親族
⑧「ご契約者の構成員またはその配偶者」の別居の扶養親族

※保険期間の中途で、「保険契約者」、「記名被保険者」および「ご契約のお車の所有者」のいずれかが上記の条件に合致しなくなった場合には、取扱代理店または当社にご連絡ください。

このチラシは自動車保険＜GK クルマの保険（家庭用自動車総合保険）＞の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

自動車保険・見積サービス希望書

MS埼玉株式会社（担当：伊藤・嶋）行　（FAX：048-788-2561）

お名前	フリガナ	会員番号	
電話番号			
満期日	年　月　日		

※ご記入いただいた内容をもとに自動車保険のお見積りやその他の商品・サービスのご案内をさせていただきます。

◆◆お問い合わせ・ご相談は…◆◆

【取扱代理店】
MS埼玉株式会社　（担当：伊藤・嶋）
〒330-0841 さいたま市大宮区東町2－20 3F
TEL:048-788-2560　FAX:048-788-2561

【引受保険会社】
三井住友海上火災保険株式会社　埼玉支店 埼玉第一支社
〒330-0841 さいたま市大宮区東町2－20 4F
TEL:048-647-4693　FAX:048-647-3318

NO. 96468　2015. 8／A3N15／D

SOKKIA

iX 最速・最小・最軽量

次世代トータルステーション SOKKIA iX 誕生。

超音波モーターとダイレクトドライブ機構により、
180°／秒という旋回スピードを実現

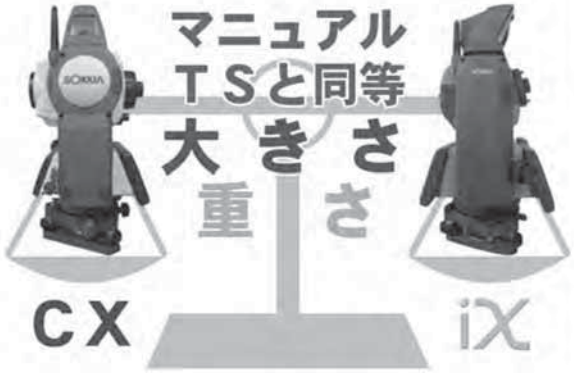

最先端のトータルステーションをぜひご体験下さい

Survey Instrument & OA System
SAITAMA SOKKI SHA
株式会社 埼玉測機社
本社：埼玉県さいたま市桜区西堀 5-9-39 TEL:048-861-2111
熊谷営業所：埼玉県熊谷市上之 340-5 TEL:048-522-3131

【好評図書のご案内】

理論と実務の両面から、権利関係の明確化が難しい
山林の境界判定の手法と法的問題を解説

山林の境界と所有
資料の読み方から境界判定の手法まで

寶金敏明・右近一男 編著　西田寛・河原光男・西尾光人 著
2016年9月刊 B5判 180頁 本体2,000円＋税

●権利関係の明確化が難しい山林の境界判定につき、境界の第一人者と土地家屋調査士が、理論と実務の両面からその手法と法的問題を解説した唯一の書。
●105問のQ&Aで、境界の探索手法、資料の集め方・読み方、境界問題の是正策、紛争の予防と解決、地籍調査、裁判例の傾向などを解説。

土地家屋調査士の業務の核である
正確な「地積測量図」「調査報告情報」作成のために

改訂 表示登記添付情報作成の実務
地積測量図・調査報告情報

日本土地家屋調査士会連合会 会長推薦

國吉正和 監修　内野篤 著
2016年11月刊 B5判 304頁 本体3,200円＋税

●調査報告情報の改定様式に対応。項目ごとに記載方法について詳解。
●具体的な地積測量図（２色刷）を掲げ、作成方法、留意点について解説。
●地殻変動後の登記について熊本地震における実務も収録。通達・留意点等に関して言及。
●地積測量図を作成した時期による特性、留意点も解説。

国土交通省公表
「所有者の所在の把握が難しい土地への対応」を一冊に

所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン

所有者の所在の把握が難しい土地への対応方策に関する検討会
2016年8月刊 B5判 320頁 本体1,800円＋税

●「特定空家等に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）についても収録。
●事例集完全収録。

「どこで迷うか」「何に悩むか」がイメージできる！
新人弁護士とベテラン土地家屋調査士による【対話式】

事例解説 境界紛争
～解決への道しるべ～

大阪土地家屋調査士会「境界問題相談センターおおさか」編
2016年4月刊 A5判 240頁 本体2,300円＋税

●土地家屋調査士と弁護士による実務視点からの解説書。
●「初動のあり方」、「資料の収集と分析技法」、「手続選択」、「筆界特定手続・訴訟・ADR」の各留意点を詳説。

日本加除出版　〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 http://www.kajo.co.jp/
TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061（営業部） ツイッターID:@nihonkajo

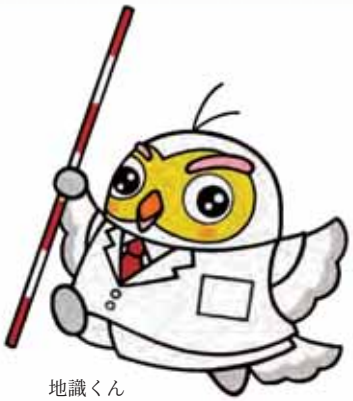

地識くん